

メキシコ
産業財産法

2020年7月1日改正公布，2020年11月5日施行

目次

第1章 総則

第1節 予備規定

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第2節 一般規定

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第3節 代理権と委任状の代理権登録簿について

第26条

第27条

第28条

第29条

第 30 条
第 31 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条

第 2 章 特許，実用新案，意匠，集積回路の回路設計について

第 1 節 予備規定

第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条

第 2 節 特許

第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条

第 3 節 実用新案

第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条

第 64 条

第 4 節 意匠

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 5 節 集積回路の回路配置

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 6 節 特許手続

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条
第 106 条
第 107 条
第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条
第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条

第 7 節 権利の放棄，修正及び訂正について

第 121 条
第 122 条
第 123 条
第 124 条
第 125 条

第 8 節 補充証明書

第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条
第 133 条
第 134 条
第 135 条

第 136 条

第 9 節 権利のライセンス及び移転

第 137 条

第 138 条

第 139 条

第 140 条

第 141 条

第 142 条

第 143 条

第 144 条

第 145 条

第 146 条

第 147 条

第 148 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 152 条

第 153 条

第 10 節 特許及び登録の無効並びに存続期間

第 154 条

第 155 条

第 156 条

第 157 条

第 160 条

第 161 条

第 162 条

第 3 章 営業秘密

単一節

第 163 条

第 164 条

第 165 条

第 166 条

第 167 条

第 168 条

第 169 条

第4章 商標，広告スローガン及び商号

第1節 商標

第170条

第171条

第172条

第173条

第174条

第175条

第176条

第177条

第178条

第2節 団体商標及び証明商標

第179条

第180条

第181条

第182条

第183条

第184条

第185条

第186条

第187条

第188条

第189条

第3節 周知商標・著名商標

第190条

第191条

第192条

第193条

第194条

第195条

第196条

第197条

第198条

第199条

第4節 広告スローガン

第200条

第201条

第 202 条
第 203 条
第 204 条
第 205 条

第 5 節 商号

第 206 条
第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条
第 211 条
第 212 条
第 213 条

第 6 節 商標登録

第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条
第 218 条
第 219 条
第 220 条
第 221 条
第 222 条
第 223 条
第 224 条
第 225 条
第 226 条
第 227 条
第 228 条
第 229 条
第 230 条
第 231 条
第 232 条
第 233 条
第 234 条
第 235 条
第 236 条
第 237 条
第 238 条

第7節 権利のライセンス及び移転

第239条

第240条

第241条

第242条

第243条

第244条

第245条

第246条

第247条

第248条

第249条

第250条

第251条

第252条

第253条

第254条

第255条

第256条

第257条

第8節 登録の無効，満了及び取消

第258条

第259条

第260条

第261条

第262条

第263条

第5章 原産地名称と地理的表示

第1節 一般規定

第264条

第265条

第266条

第267条

第268条

第269条

第270条

第271条

第272条

第2節 保護認可の手続

第273条

第274条

第275条

第276条

第277条

第278条

第279条

第280条

第281条

第282条

第283条

第284条

第285条

第286条

第287条

第288条

第289条

第290条

第291条

第292条

第293条

第294条

第295条

第296条

第297条

第3節 使用認可

第298条

第299条

第300条

第301条

第302条

第303条

第304条

第305条

第306条

第307条

第308条

第309条

第4節 使用認可の効力停止

第310条

第311条

第312条

第313条

第314条

第5節 外国で保護されている原産地名称及び地理的表示の承認

第315条

第316条

第317条

第318条

第319条

第320条

第321条

第322条

第323条

第324条

第325条

第326条

第327条

第6章 行政処分の手続

第1節 一般規定

第328条

第329条

第330条

第331条

第332条。

第333条

第334条

第335条

第336条

第337条

第338条

第339条

第340条

第341条

第342条

第343条

第 344 条
第 345 条
第 346 条
第 347 条
第 348 条
第 349 条
第 350 条
第 351 条
第 352 条
第 353 条

第 2 節 查察

第 354 条
第 355 条
第 356 条
第 357 条
第 358 条
第 359 条
第 360 条
第 361 条
第 362 条
第 363 条
第 364 条
第 365 条
第 366 条

第 3 節 通知

第 367 条
第 368 条
第 369 条
第 370 条
第 371 条

第 4 節 調停

第 372 条
第 373 条
第 374 条
第 375 条
第 376 条
第 377 条
第 378 条

第 379 条
第 380 条
第 381 条
第 382 条
第 383 条
第 384 条
第 385 条

第 7 章 違反, 行政処分及び犯罪

第 1 節 違反及び違反処分

第 386 条
第 387 条
第 388 条
第 389 条
第 390 条
第 391 条
第 392 条
第 393 条
第 394 条
第 395 条
第 396 条
第 397 条
第 398 条
第 399 条
第 400 条
第 401 条

第 2 節 侵害

第 402 条
第 403 条
第 404 条
第 405 条
第 406 条

第 3 節 管轄

第 407 条
第 408 条
第 409 条
第 410 条
経過条項(省略)

第1章 総則

第1節 予備規定

第1条

本法の規定は、メキシコが締結する国際条約の規定に反しない限り、メキシコにおける公序良俗に従う。本法は、メキシコ産業財産庁を介して連邦行政府の責務で施行する。

第2条

本法は、次の事項を目的とする。

- (1) 発明の特許付与及び特許規定；実用新案，意匠，集積回路の回路配置，商標及び広告スローガンの登録；商号の公示；並びに原産地名称及び地理的表示の保護宣言；を通じて産業財産を保護する。
- (2) 営業秘密の規定。
- (3) 産業財産権を侵害する行為又はそれに関連する不正競争を形成する行為を防止し，またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定する。
- (4) 産業上の利用性，技術的改良，意匠の創造及び新規で有用な商品の設計に関する発明活動を促進及び奨励する。
- (5) 国内での技術知識の普及を促進する。

第3条

本法において特段の定めがない場合では，連邦行政手続法，その次に，連邦民事手続法が適用される。

第4条

本法では以下の短縮形は，以下のように理解する。

- (1) 官報とは，連邦官報。
- (2) 公報とは，産業財産権公報。
- (3) 本庁とは，メキシコ産業財産庁。
- (4) 本法とは，この産業財産法。
- (5) 長官とは，メキシコ産業財産庁長官
- (6) 国際条約とは，条約締結に関する法律及び経済問題に係る国際条約の承認に関する法律に基づいて，メキシコが締結した条約。

第5条

産業財産権に関する行政機関である本庁は，法人格と固有の資産を有する分権組織であり，次の権限を有する。

- (1) 特許，実用新案，意匠，集積回路の回路配置，補充証明書，商標，団体商標又は証明商標を処理し，必要に応じて登録する；商号を公開する；同様にこれらの使用又は利用のために，更新，移転及びライセンスを登録する；商標が周知又は著名である旨の推定又は宣言を発する；原産地名称及び地理的表示の保護指令を発し，かつ，それらの使

用について認可する；並びに本法及びその規則によって産業財産権の承認及び保護のために与えられるその他の権能。

(2) 産業財産権の無効，満了及び取消のを行う；商号公開の効力を停止する；又は，本法及び本法に基づく規則を策定し，かつ，対応する認可を発する，さらに上記から生じる各要請について判断する。

(3) 告発された行政上の法令違反についての調査を行う；告発された違反者に弁明する機会を与える；要求があれば関係者の利害調整を行う；指令を策定し，命令を発し，対応する行政処分を課す。

(4) 査察を命じて実行し，情報及び資料の提供を要請する。

(5) 本法で規定されている暫定措置を命じ実行し，産業財産権の侵害を防止又は阻止し，必要に応じて没収された資産の破壊を含む指令を発する。

(6) 科せられる罰金の額及び該当する場合にはそれぞれの付属物の額を判断すること，その納付を要求し，結果として生じる税額控除を回収する。

(7) 連邦財務法の観点から，執行の行政手続を通じて適時な仕様で含まれていなかった税額控除の納付を要求する。

(8) 対応して適用される法律に定める侵害の行政処分の手続において，損害を受けた権利者に生じた損害賠償の支払を申し渡し，かつ，それぞれの補償額を数量化する。

(9) 連邦，州，地方警察及び民間機関又は武装機関の支援を要請し，本法に含まれる権利保護に関連する指令を効果的かつ迅速に遵守する。

(10) 該当する法律の要請がある場合，要請に従って，専門家を任命し，あるいは，そのように行動する。

(11) 個人，連邦検察庁又はその他の司法当局若しくは行政当局によって要求される技術報告書の発行に必要な諸手続及び証拠収集を実行する。

(12) 本法により指名された場合，寄託者として行動し，必要に応じて，寄託された商品を所管当局に提供する。

(13) 本法に従って下された指令に対して提出された行政上の申立を審理し，審決する。

(14) 紛争当事者の明確な要請がある場合，商法の規定に従い，本法に関連する紛争の解決において，仲裁人として行動する。

(15) 本法で参照される法令を公報に掲載する。

(16) 特許，記録，出版物，指令，認可及びそれに対応する法令，それらに関連するその他から得られた情報を広める。

(17) 電子通信手段を介した手続管理に関する規則を確立する。

(18) 国際条約に反することなく，本法とその規則によって制定された条件で産業財産権の公的な登録を保持する。

(19) 適用される法律の権限に対応して，公衆に対して，役務を普及し，助言し，かつ，提供する。

(20) 次の事項を通して，産業に利用される発明の創作を促進し，それらの工業及び商業における開発と使用を支援し，さらに技術移転を助長する。

(a) 国内及び外国で公開された発明についての書類の開示及びそれらについての相談及び使用に関する助言

- (b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び法人の名簿の作成，更新及び配布
 - (c) 発明活動，製品の意匠及び表現の創造性を促進する競技会，コンテスト又は博覧会の開催並びにその賞及び認定証の贈呈
 - (d) 発明の生成並びにその後の工業的及び商業的な利用に関する活動を促進するため，個人，グループ，協会又は研究機関への，より高度な教育，技術，知識及び本法の適用範囲の周知
 - (e) 工業的及び商業的利用が可能な発明及び創造的活動を促進並びに奨励するための，連邦政府及びその機関並びに国内外の公共及び民間の組織との協力，協調及び調和的活動を規定する協定の締結
- (21) 経済活動におけるメキシコの科学技術を創造，開発及び実行することを目的とし産業財産権保護に関する奨励及び支援計画，同様にしてそれらの科学技術の生産性と競争力を向上させるための計画に参加する。
- (22) 国内で公開される発明に関する公報を作成又は更新する。
- (23) 技術情報に関する要請に対応し，必要に応じて回答を提供する。
- (24) 産業及び科学技術の種々の分野における先行技術の調査を行う。
- (25) 産業及び技術のさまざまな分野における先行技術に関する調査を実施すること。
- (26) この目的のために制定された規則と方針に従い，連邦政府又は他の当局から要求される産業財産権の問題に関する情報及び技術協力を提供する。
- (27) 品質，競争力及び生産性を高める技術の開発と応用への産業部門の参加を奨励し，国内及び国際的な産業技術の進歩と応用並びにそれらの目的に対する効果についての研究を行い，かつ，それらの発展を促進するための方策提言を行う。
- (28) 産業財産権の登録及び法的保護を担当する外国の諸機関と行政上の経験を交換することによって国際協力を促進する。それらの活動には，人材の専門的な訓練，方法論及び効率性の伝達，出版物の交換並びに文書集及びデータベースの更新を含む。
- (29) 経済省の担当部門との協調的態勢の下に，管轄権の範囲内にある諸交渉にあたる。
- (30) 世界規模で産業財産権についての研究を実施し，関連する国際会議や国際フォーラムに参加する。
- (31) 連邦政府の各省その他の機関の法的管轄における，産業財産権に関する諮問機関として機能し，また社会的機関及び民間機関に助言を行う。
- (32) 専門的，技術的及び補助的 personnel に対する教育，訓練及び専門化の計画と課程を策定し実行することによって，産業財産権に関する各種分野における専門的な人材の育成に参画する。
- (33) 本庁の運営計画を策定し実行する。
- (34) 本法及びその他の適用法規に基づく権限の適切な行使のために，必要な活動を実行し，その他の役務を提供する。

第6条

本庁の運営機関は理事会と長官であり，それらは，第5条及び第9条の規定に反することなく，政府機関に関する連邦法及びそれらの根拠規定に定める権限を有する。

第7条

理事会は、次の10人の理事によって構成される。

- (1) それを主宰する経済大臣
- (2) 経済省が指名する1名の理事
- (3) 公信用・財務省が指名する2名の理事
- (4) 外務省，農牧村落開発・水産食糧省，教育省，国家科学技術審議会及び国家計量センターからの各1名の理事

各理事の代理が指名され，かかる代理は理事が不在の場合に理事会に出席し，理事の権能及び権利の一切を有するものとする。

第8条

長官は本庁の法定代表者であり，経済大臣を通じて連邦政府の指示に基づき理事会によって任命される。

第9条

長官は，本法第5条に記載されている権限及び本法で定められた条件について，長官が本庁の目的及び目標の達成に資すると考える他の権限の行使を，理事会によって承認された施行令及び官報の公告に基づき，委任された公務員に委任することができる。

第10条

長官は，公報に公告された協定を通じて，本庁の運営を促進し，個人の法的保護を保証するために，物理的又は仮想的媒体での出願の提出及び手続，基準，指針並びに特定の要件に関する規則及び詳細を公布する。

仮想的媒体の場合では，長官は，一定の手続又は役務に係る義務的性質及び高度電子署名に関する規則を定める。また，長官は，本庁が認定する個人を識別する他の手段の使用に関連した規則を含む通信の電子手段を通じた手続の管理及び産業財産権の保全に関する規則を定める。

第11条

本庁によって提供される役務の手数料は，経済省との協調的態勢の下で，公信用・財務省の承認を伴って，運営委員会によって設定され，かつ，長官との合意により官報に公告されなければならない。

手数料の額を判断するためには，とりわけ，次の要因を考慮すべきである。

- (1) 運営費用及び全国消費者物価指数を含む，役務提供のために本庁が負担した費用。手数料の額は，少なくとも費用の回収を可能にしなければならない，及び
- (2) 国際レベルにおける他国の本庁によって適用されるものと比較した競争力

第2節 一般規定

第12条

その内容が公序良俗に反する場合又はその方式が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける個人又は法人に対し、特許、登録又は認可の何れも付与されず、また公報での公告も認められない。

第13条

本法及び本法から派生する諸規定に基づき、本庁に提出される出願又は申請は、スペイン語の書面で行われなければならない。他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない。

行政認可手続に関しては、認可を目的とした関連部分の翻訳文のみを表示するのみで足りる。

第14条

出願及び提出物は、利害関係者又はその代理人によって署名され、かつ、必要に応じて、所要な手数料の納付証明書が添付されなければならない。

署名されない出願又は提出物は完全に拒絶される。

第15条

本法の適用上、電子媒体で提出された書面は、自署された書面で得られる効力と同等の効力を有すると推定される。

第16条

納付証明書が存在しない場合、本庁は、出願人が5就業日の期間内に所要な手数料の納付を提示することを、1回のみ、要求することになる。

この要求が指示された期間内に満たされない場合には、その出願又は提出物は完全に拒絶される。

第17条

すべての申立には、申立人が我が国の領域内で通知を受け取るための住所と電子メールを指定する必要がある。通知を受け取るための住所又は電子メールの変更は、本庁に通知する必要がある。通知がない場合、行われた通知は、書面に表記されている住所に合法的に行われたものとみなされる。

第18条

公報は本庁の公式の刊行物及び通知媒体である。そこに記載されている事項は、公報自体に示されている日付又は必要に応じて発行の翌就業日に効力を発する。発効日は、各複写に記載される。

本法に定められた行政認可手続において発せられる最終処分、付与された特許若しくは登録の条件又はその範囲の補正についての如何なる処分も、それらの発行日の1月内の

公報に公告されなければならない。

産業財産権に関する一般的な関心のある情報も公報内に開示される場合がある。

第 19 条

本庁は、権利の保全に関連するものに加えて、メキシコにおける特許、登録及び刊行物の処理に関連する、本庁が発するあらゆる処分、指令及びその他の行為を、公報を通じて通知する。

電子通信手段を通じて提出された手続において、通知は、その目的のために長官によって発せられる施行令において設定された規則及び細則に従ってなされる。

本庁は、本法第 24 条の想定に見られるファイルにおける出願及びその付属物の開示を回避するために必要な措置を講じる。

本法第 6 章に定める行政処分手続における通知は、同章第 3 節の規定に従ってなされる。

第 20 条

公報により通知がなされた場合、通知は、その発行と同じ日に申請者に送信される。

本条記載の通知の送付及び受領に関わりなく、公報における唯一の公開を以て、通知は行われたとみなされる。

通知には、少なくとも、出願番号、日付及び通信番号、一般的な問題の説明及び該当する場合は文書への電子リンクが含まれている必要がある。通知は、1 つ以上の文書に関連している可能性がある。

本庁は、官報に公開された施行令により、通知を送信するための技術的手段を発表する。

第 21 条

本法において日数で期間が表示されている場合は、就業日のみを算入する。期間が月数又は年数で表示されている場合は、非就業日も含め、起算日から対応する月数又は年数の日付までの期間を示す。

通知に係わる期間は、関係する通知の翌就業日から起算される。

第 22 条

産業財産権の登録には、秘密出願を除き、公開され、本法によって保護される権利に関連したファイルを含む。

公告は、ファイル又は既存のデータベースの直接的な参照によって実施され、無料の電子通信媒体で利用可能とすることにより、促進される。

第 23 条

現に効力を有する特許及び登録のファイル並びに公示された商号及び原産地名称に係るファイルは、営業秘密又は機密情報が含まれていない限り、あらゆる種類の照会及び手続に対して公開される。

第 24 条

公報に公告されない特許出願，実用新案登録及び意匠登録に係わる出願のファイルは，出願人若しくはその代理人又はその者によって権限付与された者のみが閲覧することができる。ただし，当該ファイルが別の出願人によって引用されている場合又は当該ファイルが行政認可手続において証拠として提出されている場合は除外する。この何れの場合においても，秘密保持に必要な手段が遵守されなければならない。

公的な情報又は司法当局によって要求される情報は，前記義務の対象から除外される。本法及び本法に基づく規則に従って行われる各種手続に関与する本庁職員は，係属中のファイルの内容に関する絶対的な守秘義務を負う。不履行の場合は，如何なる制裁が適切となり得るかに拘らず，公務員の責任に関する適用可能な規則に従って処罰される。その権限の行使において，本庁を支援し，前記内容を知る得る公的又は私的組織の職員は，同じ義務を負う。

第 25 条

請求が物理的に単独で提出される場合，連邦政府の相互運用性の目的のため，出願の提出時に，個人の場合は出願人のメキシコ人口登録コード(CURP)又は企業の場合は連邦納税者登録(RFC)が必要とされる。この情報の省略は，出願の処理又は提出された処理に影響を及ぼさない。

第3節 代理権と委任状の代理権登録簿について

第26条

出願又は申請が複数の個人によって行われる場合は、関係書類において共通代表者となる者を指定しなければならない。指定されてない場合には、最初に名が記載されている者が共通代表者と解される。

第27条

出願及び提出物が代理人によって提出される場合は、代理人は、次の何れかによって自己の地位を証明しなければならない。

- (1) 本人が国内又は外国の個人である場合は、国内又は外国の2名の証人の前で署名された簡略化された委任状。
- (2) 本人が国内又は外国の法人で、特許出願、登録、刊行物、異議申立、権利の保護、使用宣誓又はライセンス若しくは移転の設定登録の場合には、国内又は外国の2名の証人の前で署名された簡略化された委任状。この場合には、委任状にそれを与える者が当該権限を授与されていることを明記し、かつその権限が授与された証書を引用しなければならない。上記(1)及び(2)記載の委任状には、証人の名と署名とが含まなければならない。
- (3) 上記(2)の手続以外の場合は、公文書又は公証人若しくは仲介人の面前での署名の認証付委任状。さらに、国の場合、この法的存在と委任状を授与する者の法的権限も証明しなければならない。
- (4) 上記(2)の手続以外で本人が外国法人である場合は、付与される国で適用可能な法令に従った委任状又は国際条約に従って付与される委任状。尚、当該委任状は、反対の証明がなされない限り、その有効性が推定される。
- (5) 以下の手順について、代理人が手続の開始から完了まで同一代理人であり、その表明がそれぞれの申請書又は手続に記録されている場合、代理人が手続するのに十分な権限を有するという宣誓のみで足りる。

(a) 本法第4章記載に起因する手続。ただし、所有権に関する行為である、商品又は役務の限定請求、登録又は公開を自発的に取り消す場合、登録若しくは公告に対して異議申立する場合又は公的文書若しくは委任状を提示しなければならない場合、一般的又は特別な委任状を示す必要がある。

(b) 技術情報の要求に関連する場合。これらの場合、別段の証明がない限り、当該宣誓の有効性が推定される。後に新しい代表者が同じ手順で介入する場合、当該代表者は本条の(1)から(4)までの観点から、自らの権能を証明しなければならない。

第28条

本庁において、次の書類が認められなければならない。

- (1) 所有権の行使に係る権限を含む、そこに特定された行為を実施するために授与された特別な委任状
- (2) 本法第6章に定める、行政処分手続において行使するための訴訟及び回収に係る一般的な委任状、及び

(3) 前項に含まれない場合における管理行為に係る一般的な委任状

第 29 条

本庁は、委任状の原本又は認証された写しを含む代理権登録簿を管理する。登録簿への登録は任意である。

第 30 条

提出される各書面には、代理人の権能について認定されなければならない。ただし、委任状が代理権登録簿に登録されている場合には、登録簿番号の記載で足りる。

第 31 条

願書は、以下の要件に従って提出されなければならない。

- (1) 出願人の名前。
- (2) 法的代理人又は代理人の名前。
- (3) 登録された委任状の原本又は認証されたその写し。
- (4) 国内で通知を受け取る住所と電子メール。
- (5) 対応する手数料証明書、及び
- (6) 本法及びその規則によって提供されるその他の書面。

第 32 条

前条(1)から(4)まで及び(6)の各項の要件に適合しない場合、本庁は出願人に対し、2月以内に不適合の補正又は明確化を通知する。期間内に要件が適合しない場合、願書は破棄される。

前条(5)に関連する不適合は本法第 16 条の規定が優先する。

第 33 条

願書が適切である場合、本庁は以下を含む登録証明書を発行する。

- (1) 登録番号。
- (2) 本人(登録権者)の名前。及び
- (3) 法的代理人又は代理人の名前。願書が提出された日の委任状が反映される。

第 34 条

代理権登録簿への登録は、本人若しくは法定代理人が要請した場合又は登録された委任状の有効期限が失効した場合、いつでも取り消すことができる。最後の場合、本庁からの通知は必要ない。

第 35 条

自身で又は法定代理人を通じて行為する出願人は、自身の請求又は手続について、通知及び書類を受領するための権限を他の個人に許可することができる。

第2章 特許，実用新案，意匠，集積回路の回路設計について

第1節 予備規定

第36条

発明，実用新案，意匠若しくは集積回路の回路設計を作成した者又はその権原承継人は，本法及び本法に基づく規則により，自ら又は自ら授権した第三者を介して自己の利益のために一時的かつ排他的な実施権又は利用権を有する。

前項に記載した権利は，以下を通じて付与される。

- (1) 発明の場合の特許；
- (2) 実用新案，意匠又は集積回路レイアウトの場合の登録，及び
- (3) 特許が本章第8節に記載の要件を充足する場合の補足証明書。

第37条

特許，登録又は補足証明書の所有者には，個人又は法人の何れもなることができる。

第38条

特許又は登録を得る権利は，第40条に規定に反することなく，それぞれの場合に依り発明者，創作者又は設計者に属する。発明，実用新案，意匠又は集積回路の回路設計が複数名により共同でなされた場合は，特許又は登録を得る権利は，それら複数の者すべての共有に属する。

複数の者が同一の発明，実用新案，意匠又は集積回路の回路設計をそれぞれ独立になした場合は，それぞれの出願を最先に提出する者又は最先の優先権を主張する者が当該出願の特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし，当該出願が出願の取下，放棄又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は，慣習法で認められている方法で譲渡することができる。

第39条

出願において，特許又は登録の出願において，発明者，創作者又は設計者であると指定された1又は複数の個人は，発明者，創作者又は設計者であると推定され，そのように認識される権利を有する。前項に記載の権利は譲渡できない。この場合，如何なる権利放棄もなされなかったものとみなされる。

第40条

連邦労働法の規定は，メキシコにおける雇用関係にある個人によって行われた発明，実用新案，意匠又は集積回路の回路設計に適用される。当該雇用関係が異なる法域で発生した場合，この目的のために定められた施行令の規定に従う。

科学研究，技術開発若しくは発明活動を行う教育機関又は公的研究センター若しくは公的機関で働く人々も，適用される規則で定められた利益を享受する。

第 41 条

メキシコ国内若しくは海外で最先の特許出願若しくは登録出願をした者又はその承継人は、同じ発明、実用新案又は意匠に関連する 1 又は複数の出願の優先権を享受することができる。この優先権主張出願は、発明及び実用新案の場合は 12 月以内に、意匠の場合は最先の出願日から 6 月以内に提出しなければならない。

優先権主張出願は、優先権主張日以降の先行技術に関する状況に影響を受けない可能性がある。

この権利は、優先権として主張されている事項のみを保護する。追加の権利が主張された場合、前記保護は部分的であり、その出願を参照するものとする。

第 42 条

優先権を主張するためには、出願人は、次のことを行わなければならない。

(1) メキシコ国内の出願において、優先権の基礎となる国名、当該国内における出願日及び出願番号を記述すること、及び

(2) 主張された優先権の書類の認証謄本及び該当する場合にはそのスペイン語への翻訳文を、遅くとも、メキシコ国内への出願の提出日から 3 月までの期間内に提示すること。

本条に定められた要件に適合しない場合、優先権は主張されていないとみなす。

出願人は、特許協力条約の規定の観点から、優先日から 30 月までの期間の満了前の如何なる時点においても、国際出願に基づく優先権主張を取り下げることができる。前記したことは、当該出願の国内段階への移行を含めて、満了した期間の延長を構成しない。

長官は、施行令により、主張された優先権の書類の認証謄本が必要とされない条件又は前提を設定する。

第 43 条

同じ出願に複数の優先権を主張することができる。優先権は、優先権主張されている 1 又は複数のクレームに含まれる要素のみを対象とする。

各優先権のクレーム及び各調査は、対応する手数料の支払対象となる。

第 44 条

係属中の出願若しくは取得済みの特許又は登録と記載できるのは、発明、実用新案、意匠又は集積回路の回路設計がこの状態にある場合に限られる。

第2節 特許

第45条

本節の適用上、次の各号と解される。

- (1) 「新規性」とは、先行技術中になく、先行技術に含まれる物質、化合物又は組成物は、その使用が新しいものである限り、特許性は除外されない。
- (2) 「先行技術」とは、出願日ないし優先権主張日以前に国内外において実施、普及又は情報によって、口頭又は書面を通して、公知となっているすべての技術知識をいう。
- (3) 「進歩性」とは、出願日ないし優先権主張日以前に国内外においてその結果が先行技術からは当該技術の熟練者により明白な方法で推論することができない創造過程をいう。
- (4) 「産業上の利用可能性」とは、出願に記載されている目的上、ある発明が実用性を備え、経済活動の何れかの分野で製造され又は使用される可能性をいう。
- (5) 「クレーム」とは、出願又は登録において、明確かつ特定の主張される保護範囲をいい、適切な場合には、対応して与えられる保護範囲をいう。
- (6) 「本質的な技術的特徴」とは、本発明が技術的問題を解決するために必要な特徴をいう。

第46条

人類の使用及びその特定の需要を満たすために、自然界に存在する物質又はエネルギーの変換を可能にする人間の創造は、発明とみなされる。

第47条

以下は発明とはみなされない：

- (1) 発見、科学理論又はそれらの原理；
- (2) 数学的方法；
- (3) 文学、芸術作品又はその他の美的創造物；
- (4) 知的活動の実行、ゲーム、経済活動又は事業を行うための枠組み、計画、規則及び方法；
- (5) コンピュータプログラム；
- (6) 情報提供の方法；
- (7) 自然界に見出される生物学的及び遺伝学的材料；及び
- (8) 公知の発明又は公知の製品の組み合わせの並置。ただし、現実にはそれらの結合又は一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合及びそれら構成要素の特徴又は機能が大きく変化しており当該技術の熟練者にとっても自明でなかった産業上の結果又は利用法を産み出すように変更している場合は除く。

上記(1)から(8)までに規定されている事項は、出願においてそれ自体が排他的に主張されている場合、発明とはみなされない。

第 48 条

新規性，進歩性及び産業上の利用可能性のある発明は，本法に基づいて，特許を受けることができる。

第 49 条

次に掲げるものは，特許性を有さない。

(1) 商業的实施が公序に反し又は何らかの法規定に抵触する発明(人間，動物若しくは植物の健康若しくは寿命を保護するため又は環境への深刻な被害を回避するために，実施を禁止する必要がある発明を含む)。詳細には，

- (a) ヒトのクローン化の手順及びそれらの産物
- (b) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を改変する手順及びその産物であって，ヒトを創り出す可能性を暗示する場合のもの
- (c) 工業的又は商業的目的でのヒトの胚の使用，又は
- (d) 動物の遺伝子的同一性を改変する手順(ヒト又は動物に対して実質的な医学的又は獣医学的実用性なしで苦痛を想定させるもの)及び当該手順の結果として産生される動物

(2) 微生物の場合を除く，植物品種及び動物品種

(3) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な手順及びそれらの手順の結果として産生される産物。前記のものは，対象が微生物学的手順若しくはその他の技術的手順又はそのような手順によって得られる産物である発明の特許性に影響を及ぼさない

(4) ヒト若しくは動物の身体の外科学処置又は治療処置の方法及びそれらに適用される診断方法，及び

(5) 構成及び発達の相違する段階における人体並びに全体的又は部分的な遺伝子配列を含む，その要素の単純な発見

自然環境から隔離され，技術的手順を通じて得られた生物学的材料は，それが以前より自然界に既に存在していたとしても，特許性を有する発明の対象となる可能性がある。全体的若しくは部分的な塩基配列又はタンパク質配列の工業的応用は，特許出願において明示的に開示されなければならない。

第 50 条

本庁は，審査及び権利付与の手続を通じて，公有領域を確保し，同じ発明に二重に特許することを防止しなければならない。

第 51 条

出願された発明が新規性及び進歩性を有するか否かを判断するために，特許出願日又は優先権主張日における先行技術を考慮しなければならない。

さらに，発明が新規性を有するか否かを判断するために利用される先行技術には，上記日付より前にメキシコに提出され又は優先権主張された係属中のすべての特許出願，登録出願及び第 107 条に記載の刊行物を含む。

当該出願の内容が、本法又は国際条約に従って公開されることなく、拒絶、取下、放棄又は取消された場合、先行技術の一部として含まれない。

第 52 条

発明者若しくはその権原承継人によって直接的若しくは間接的に又は該当する場合にはそれらの者の何れかから当該情報を入手した第三者によって直接的若しくは間接的に、出願日又は該当する場合には認定された優先権の日前の 12 月以内に実施された主題の開示は、出願の技術水準の一部とはみなされない。

本庁又は他国の産業財産庁によってなされた出願、特許又は登録における公表は、前項にいう場合には含まれない。ただし、その公表が当該当局に基因する誤りによってなされている場合又は出願が発明者から情報を直接的若しくは間接的に入手した権限を有さない第三者によって提出された場合を除く。

本条にいう権利を認定するためには、出願人は、本法に対して規則を設定する条件を遵守しなければならない。

第 53 条

特許は、年金納付を条件に出願が受理された出願日から 20 年間有効に存続し、延長はできない。

第 54 条

特許によって与えられる権利は、承認されたクレームによって確定される。本法の第 94 条、第 96 条及び第 98 条に記載の明細書、必要に応じて図面、配列表又は寄託された生物学的材料は、クレームを解釈するために利用される。

第 55 条

特許発明に関する排他的実施権は、他人が特許の所有者の同意なしに特許発明を生産、使用、販売、販売の申出又は輸入してはならない権利を付与する。

特許が物の発明である場合、当該特許は他人が特許の所有者の同意なしに当該物を生産、使用、販売、販売の申出及び輸入することを防止する権利を付与する。

特許が方法の発明である場合、当該特許は他人が特許の所有者の同意なしに当該方法を使用すること、当該方法により直接に得られた物を使用、販売、販売の申出又は輸入することを防止する権利を付与する。

特許によって付与される権利の範囲は、保護された種類及び本法の規定を超えて解釈してはならない。

第 56 条

特許権が付与された場合、特許の所有者は、特許出願が公報によって公開された日以後、当該特許付与前に所有者の許諾を得ずに特許発明を実施した第三者に対し、本法 107 条に基づいて、損害賠償を請求することができる。

第 57 条

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

(1) 私的又は学術的分野において非営利目的の下に、純粹に実験的、試験的又は教育的な目的で、科学又は技術的な研究活動に従事し、その目的のために特許発明を生産、輸入、又は実施する第三者。

(2) 人間の健康のための医薬品の衛生記録を取得するためにする必要なテスト、情報及び実験的生産を生成する場合における特許製品の、使用、生産、販売の申出又は輸入する第三者。

(3) 発明がメキシコ国内で適法に市場に導入された後、特許発明を販売し、取得又は使用する者。

(4) 特許出願日又は該当する場合は承認される優先日より前に、特許発明の方法を使用し、特許発明の物を生産し又はかかる使用若しくは生産の準備を開始した者。

(5) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成し、かつ当該輸送機関がメキシコ国内を通過する場合、当該輸送機関における当該特許発明の使用。

(6) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種又は増殖の出発材料として特許発明の物を使用する第三者。ただし、かかる使用が繰り返し行われる場合を除く。

(7) 生物からなる物に関する特許の場合において、特許発明の物が特許の所有者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖又は繁殖以外の目的でそれを使用し、流通させ又は販売する第三者。

(8) 本法第 161 条にいう回復期間の間に、特許発明を使用する又はその目的のために必要な準備を行った第三者及び同条に企図された活動の実施は、本法の規定に基づく行政上の違反又は犯罪を構成しないものとする。

第3節 実用新案

第58条

新規性及び産業上の利用可能性を有する実用新案は登録を受けることができる。

第59条

配列，形態，構造又は形状の変更の結果，構成部品に関する異なる機能又は実用性に関する利点を提供する物体，物品，装置及び道具は実用新案とみなされる。

第60条

実用新案の手続については，本法第53条，第98条，第107条及び第109条を除き，本章第2節及び第6節の規定を準用する。

第61条

係属中の実用新案登録出願の公開は，方式に関する審査が承認された後，できる限り速やかに行われ，早期公開は請求することができない。

第62条

実用新案登録は，年金納付を条件に，出願の日から15年間存続するものとし，更新することはできない。

第63条

実用新案に関する排他的実施権は，権利所有者の同意なしに他人が同じものを製造，使用，販売，販売の申出又は輸入することを防ぐ権利を付与する。

第64条

実用新案の実施及び登録によって所有者に与えられる権利の制限については，必要に応じて，本法第54条，第55条最終項，第56条及び第57条の規定を準用する。

第4節 意匠

第65条

新規性及び産業上の利用可能性を有する意匠は登録を受けることができる。

第66条

意匠は次のものを含む。

- (1) 装飾を目的として工業製品又は工芸製品に組み込まれた形状，線又は色彩の任意の組合せであつて当該製品に特有の外観を与える産業図面，及び
- (2) 工業製品又は工芸製品の製造のための型式又は見本として働く任意の立体形状によつて構成されており，何らの技術的効果に係わらない特有の外観を呈する産業ひな型

第67条

本節の目的上，次の定義が適用される。

- (1) 「新規性」：公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せとは独立に創作されかつそれらとは著しく異なっている意匠。
- (2) 「独立した創作」：登録出願の提出日前又は承認された優先日前に，他の同一の意匠が公知ではない場合の独立した創作。特徴が無関係な細部においてのみ相違する意匠は，同一なものであるとみなされる。
- (3) 「著しい程度」：意匠の創作における創作者の自由度を斟酌したうえで，その分野における当該技術の熟練者が生じる一般的印象について，当該意匠によつて生じる一般的印象と，登録出願の提出日前又は承認された優先日前に公知となったその他の意匠の一般的印象との間の相違。

第68条

意匠に付与される保護は，創作者の裁量的寄与を具現していない技術的考慮又は技術機能作用からのみからなる要素又は特性には及ばない。また，かかる要素又は特性が組み込まれた物品を機械的に組み込むこと，及び，一体の部品又は部品を構成する別の物品に接続するために精密な複製を行う必要がある当該の要素又は特性にも及ばない。意匠は，その外観が前段落にいう要素又は特性のみで構成される場合，保護されてはならない。

本法第65条に示されている要件に準拠する限り，物品の複数の組み立て若しくは接続又はモジュラーシステム内での物品の接続を可能にすることを目的とした方式の意匠若しくは物品の一部に含まれる意匠，の登録が可能である。

第69条

意匠登録の出願願書には次を添付しなければならない。

- (1) 出願人の氏名，国籍，住所及び電子メール
- (2) 創作者が出願人でない場合，創作者の氏名及び住所。
- (3) 使用される物品の表示を含み，簡潔かつ正確な当該意匠の指定
- (4) 意匠の理解とその公開のために十分明瞭な図面又は写真による当該意匠の複製，

及び

(5) 意匠を理解するための説明

第70条

意匠登録出願は、以下の要件に従って作成されなければならない。

(1) 意匠を明確かつ十分に理解を可能にするために、異なる図面又は写真の複製からなる一覧表。各複製は透視図で示され、必要に応じて、投影図、断面図、部分図、拡大図、又は組立図であることを示す。意匠がアニメーション化されたシーケンス又はグラフィカルインターフェースからなる場合、動き又は進行を明確かつ完全に理解できるようにする視点の列挙が含まれなければならない。

(2) 明細書は、クレームされた意匠の一部ではないが、その理解を促す諸要素について、それを構成する特徴から差異を生じさせることが意匠の図、写真の複製又は意匠の本質から明らかでない場合、当該差異点に使用される手段に言及して、明示的、明瞭かつ正確に示さなければならない。

第71条

意匠登録出願の図面又は写真の複製は、以下の要件に従って作成されなければならない。

(1) 意匠を明確かつ十分に理解を可能にするために、必要な数の投影図を提出し、必要に応じて、断面図、部分図、拡大図又は全体の投影図及び例示を目的とした、使用中の意匠を表す投影図を提出することができる。

(2) 意匠を構成する特性は明確な実線で示さなければならない。請求された意匠の一部ではない要素が示されている場合、請求された意匠とその一部を形成してはならない。設計の性質上、その特性を破線で示す必要がある場合、これを説明に明記しなければならない。

(3) 意匠がアニメーション化されたシーケンス又はグラフィカルインターフェースからなる場合、複製は視覚的に関連して示され、共通の特徴が示され、動き又は進行の視点が列挙されていなければならない。

(4) 複製は図面、写真又はそれらの組み合わせからなる代表図を含まなければならない。

本庁によって承認された本条(4)に記載された代表図の型式は、この目的のために長官が定める施行令によって規定される。

第72条

意匠登録出願は、単一の意匠概念を形成するように、単一の意匠又は相互に関連する意匠の一群として参照されなければならない。複数の意匠が1つの出願に提出される場合、以下のとおりであれば、単一の意匠概念を構成すると理解される。

(1) 出願中、同一の名称で識別できる。

(2) 新規な特徴が共通して同一である。

(3) 互いの意匠が無関係な些細な点で異なっても、一般的に同一の印象を生じる。

第 73 条

本庁は、意匠出願が本法第 69 条(2)及び(4)の要件に従うことを条件に、願書受領日時を出願日と認定する。出願日は出願順に決める。

出願が願書受領日において上記段落の要件を充足しない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

第 74 条

本法第 41 条に記載の優先権を享受するためには、意匠登録出願において、出願人は以下の要件を充足しなければならない。

(1) 原出願国における出願番号が公知又は入手可能である場合、その出願日が優先日として主張されていることを示すこと。

(2) 主張された優先権証明書の写し及びそのスペイン語への翻訳文を、メキシコへの出願又は対応する国際出願及び手数料の支払証明書の発行から遅くとも 3 月以内に提示すること。

本条記載の要件を充足しない場合、優先権は主張されなかったとみなす。

長官は、優先権証明書の写しの提示を必要としない条件又は仮定を施行令により定めることができる。

第 75 条

意匠登録出願の優先権を認定するためには、メキシコで出願された意匠出願の物品の特徴と、原出願国で出願された意匠出願の物品の特徴との間に全体として同一性がなければならない。

原出願国で出願された意匠出願の物品の特徴から生じる一般的な印象が、メキシコで出願された意匠出願の物品の特徴から生じるものと異なる場合、それらは異なる意匠とみなされ優先権主張は認められない。

第 76 条

意匠登録の手續は、本法第 46 条、第 53 条、第 54 条、第 98 条、第 107 条及び第 109 条を除き、本章の第 2 節及び第 6 節に含まれる規定を準用する。

第 77 条

係属中の意匠登録出願は、正式な審査が承認された後、できる限り速やかに公開され、早期公開は請求することができない。

第 78 条

意匠の登録は、出願日から 5 年間存続するものとし、適用可能な手数料の納付を条件として、前記と同じ期間を続けて、最長 25 年間まで更新することができる。

意匠の登録及びその更新は、公報に掲載されなければならない。

第 79 条

意匠登録の更新は、その期間の満了前 6 月以内に、所有者によって請求されなければならない。ただし、本庁は、本法第 160 条(2)に記載の猶予期間内に提出された請求については処理する。

第 80 条

意匠登録によって付与される権利は、付与された説明及び図面又は写真の複製によって確定される。

第 81 条

保護された意匠を利用する排他的権利は、当該登録意匠が組み込まれた物品又はその実質的な模倣を、権利者の同意なしに、他人が作成、販売、販売の申出又は輸入することを阻止する権利を所有者に付与する。

第 82 条

意匠の利用及びその登録が所有者に与える権利の制限については、本法第 55 条最終段落、第 56 条及び第 57 条の規定を準用する。

第5節 集積回路の回路配置

第83条

創作された回路配置は、それが集積回路に組み込まれたものか否かを問わず、世界の何れの場所でも商業的に使用されていない場合には登録を受けることができる。また、創作された回路配置は、既にメキシコ又は外国において通常のやり方で商業的使用がなされていても、出願人が世界の何れかの場所において初めてそのような通常の商業的使用を行った日から2年以内に本庁に対して登録出願を行った場合には登録が可能である。集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者らにとって、創作時に普遍的若しくは一般的な素子又は相互接続の組合せで構成された回路配置は、そのような組合せが全体としてとらえた場合に第84条(4)に規定する意味で創作でありかつ本条前段落に規定する条件を満たす場合にのみ、登録を受けることができる。

第84条

本節の適用上、以下のように定義する。

- (1) 「集積回路」：少なくとも一は能動素子である素子及びそれらの相互接続部の一部又は全部が半導体材料の本体又は表面の不可欠な部品を形成し、電子的機能を果たすことを意図した最終的又は中間的形態の製品をいう。
- (2) 「回路配置(図)」：少なくとも一は能動素子である集積回路用の複数の素子及びそれらの相互接続部の一部若しくは全部で表現される立体配置又は製造を意図した集積回路用に設計された立体配置をいう。
- (3) 「保護回路設計」とは、この節でいう保護要件が充足されている集積回路の配置設計をいう。
- (4) 「創作された回路設計」とは、その創作者の知的努力の成果であり、かつ、その創作時において集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者にとって普遍的又は一般的なものでない集積回路の回路配置をいう。

第85条

本法第94条の要件に加えて、登録出願には次のものを添付しなければならない。

- (1) 世界の何れかの場所で当該回路配置が最初に通常の商業的使用をなされた時と場所又はいまだそのような利用は行われていないことを明示する宣誓表明書
- (2) 回路設計を理解するための説明
- (3) 回路配置が組み込まれた集積回路により達成される電子的機能の表示
- (4) 「参照及び図解されているように」という語句に続く回路配置を指定した請求(5) 当該回路配置を表示した図面又は写真

出願人は、提示した部分で当該回路配置を十分に認識することができる場合に限り、集積回路の製造方法に関係する図又は写真の複製部分を省くことができる。

第 86 条

回路配置の登録については、必要に応じて、本法第 91 条、第 92 条、第 94 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 106 条、第 110 条、第 116 条、第 117 条、第 119 条及び第 120 条の規定を準用する。

第 87 条

回路配置の登録は、適用可能な手数料の納付を条件として、出願日から 10 年間有効であり、延長は認められない。

第 88 条

保護された回路配置を利用する排他的権利は、その所有者に、自己の同意なしに次の行為を他人が行うことを阻止する権利である。

- (1) 保護回路配置の全体若しくはその一部でそれ自身が第 84 条(4)に規定する意味での創作性を備えている部分を集積回路への組込又はその他の方法で複製すること、及び
- (2) 商業目的で次のものを何らかの形で輸入、販売又は配布すること
 - (a) 保護回路配置
 - (b) 保護回路配置を利用した集積回路、又は
 - (c) 違法に複製した保護回路配置を利用した集積回路を組み込んだ製品

第 89 条

回路配置の登録の所有者は、出願日以降に悪用が行われ、かつ、保護回路装置又はそれが組み込まれた集積回路に、「M」又は「T」が付記され、所有者の名前が完全、短い型式又は一般的に知られた型式で関連付けられている場合に限り、所有者の同意なく登録前に当該回路配置を悪用した第三者に損害賠償を請求することができる。

第 90 条

回路配置の登録は、次の要件の何れかに適合する第三者には効力が及ばない。

- (1) 私的目的又は評価、分析、調査若しくは教育の目的で、所有者の許諾なく保護回路配置を複製する者
- (2) (1)にいう保護回路配置の評価又は分析に基づいて創作性の要件を満たす回路配置を創作する者。このような二次的回路配置の創作者は、元の保護回路配置の所有者の許諾を得ることなく、自己の創作した回路配置に関して第 88 条に定める行為を行うことができる。
- (3) 公報に登録が公告される前に保護回路配置と同一の回路配置を独自に創作していた者。侵害手続の行政認可において本項の抗弁を主張する者は、その事実についての立証責任を負う。
- (4) 所有者により又はその同意の下に、メキシコ又は世界の如何なる場所において、以下に関するものを合法的、商業的に製造した後に、本法第 88 条(2)に定める行為の何れかを行う者。
 - (a) 保護回路配置
 - (b) 保護回路配置を利用した集積回路、又は

(c) 保護回路配置を利用している集積回路を組み込んだ製品

(5) 保護回路配置及び保護回路配置を利用している集積回路を取得した時点において、所有者の許諾を受けず、違法に複製した保護回路配置又はそれを利用した集積回路であることを知らず、かつ、それを知る合理的な手段も有していなかった場合、これらを販売又は供給した者。

誠実に行為する第三者は、保護回路配置が違法に複製されていることの十分な通知を受けた時点から、既存の商品在庫の処分又はそのような通知の前に受けた注文を履行することの対価として、当該回路配置について自由に折衝して決まるライセンスが与えられる場合に負うであろう合理的なロイヤリティを支払う義務を負う。

本条に規定される行為を行うことは、本法下での行政上の法令違反や犯罪を構成するものではない。

第 6 節 特許手続

第 91 条

特許を取得するには、本法、その規則及びほかの該当する規定を満たす願書の本庁に提出しなければならない。

特許出願の願書は、本法第 107 条に従い、公開まで秘密とされる。

第 92 条

特許は、発明者又は発明者の承継人が直接又は代理人を介して提出することができる。

第 93 条

特許出願は、単一の発明又は相互に関連して単一の発明概念を構成する複数の発明の一群でなければならない。

出願が発明の一群である場合、発明の単一性の要件は、最新技術への貢献を構成する本質的な技術的特性に基づいてそれらの間に関係がある場合に充足されるとみなす。

第 94 条

願書には次のものが含まれていなければならない。

- (1) 出願人の名前、国籍、住所及び電子メール。
- (2) 発明者が出願人でない場合の発明者の名前と住所。
- (3) 発明の名称。簡潔で正確であり、それ自体が発明の特徴を示している必要がある。
- (4) 本発明をその分野における当該技術の熟練者が実施できるように十分に明確で完全な方法で開示しなければならない説明、それを実施するために出願人が知る最良の方法及び本発明の産業上の利用に関する情報。
- (5) 簡潔で明快に保護を請求している範囲をその本質的な技術的特性に基づいて定義し、その範囲は説明によりサポートされており、かつ、説明の内容を超えてはならない 1 又は複数のクレーム。
- (6) 公開及び技術情報の要素としてのみに供せられる発明の要約。
- (7) 必要があれば、本発明を理解するための 1 又は複数の図面。ただし、これは本発明に不可欠な部分とみなされる。
- (8) 本発明が一般に公開されていない生物学的材料又はその使用に関連する場合、国際条約の定めるところにより本庁が承認した寄託機関による寄託の証明。
- (9) 本発明を開示するために必要な場合、塩基配列又はアミノ酸配列の配列表。これは説明に不可欠な部分とみなされ、そのために長官が定めた施行令に準拠しなければならない。
- (10) 本法の規則が求めるその他。

第 95 条

発明の名称には、対応する技術分野で認められている用語を使用するものとし、特有の記号、空想上の表現、名称、商号又は商業的表示を含めてはならない。

第 96 条

説明は、クレームの記載に従い、可能な限り、最も簡潔かつ明確に書かれなければならない。説明は以下のとおりである。

- (1) 冒頭は発明の名称。
- (2) 本発明が参照する技術分野を特定する。
- (3) 出願日又は優先権主張日における出願人が知り得る先行技術を示し、本発明の理解に供する。
- (4) 技術的課題とその解決方法を理解する観点から、同様な公知の発明に開示されている発明との相違点を記載し、もしあれば、先行技術よりも本発明が奏する格別な効果を明らかにして、クレームされた本発明を開示する。
- (5) 図面とその説明。図面があれば、図面とその説明は参考に供される。
- (6) 本発明を実施するために出願人が考える最良の形態を記載する。当該記載は、適切な実施例であり、もしあれば、図面が参考に供される。
- (7) 発明の説明又は特性から明らかでない場合、発明による産業上の応用を示す。

第 97 条

クレームは独立していても従属していてもよい。

独立クレームは、保護を求める発明の本質的な技術的特徴を含むものとする。

従属クレームは、それが従属する独立クレームの本質的な技術的特徴を含み、かつ、それに関連して派生する追加の技術的特徴が特定されること。従属クレームには独立クレームが完全に複製されていると理解される。従属クレームには、それが従属する独立クレームに含まれるすべての制限を含むものとする。

第 98 条

発明が一般に公開されていない生物学的材料又はその使用について関連するものの、それを特許出願に記載できない場合、以下の要件を充足した場合、その説明は十分に明確で完全であるとみなす。

- (1) 国際条約の規定に従い本庁が承認した寄託機関に、生物学的材料が出願日までに寄託されていること。国際条約により認められた国際寄託機関への寄託も同様に取り扱う。
- (2) 願書には、寄託された生物学的材料の特性に関して申請者が利用できる関連情報を含んでいること。
- (3) 寄託機関の名称とその番号が示されていること。

第 99 条

要約は、明確で簡潔であり、説明、クレーム及び本発明の最も例示的な図面を含む開示の統合からなるものとする。さらに、発明が属する技術分野、発明の技術的課題、その解決手段及び産業上の応用について理解できるものとする。

第 100 条

自発的又は本庁の要請により分割出願を行う場合、出願人は以下の要件を充足しなければならない。

(1) 各出願に必要な、説明、クレーム及び図面を提出する。ただし、優先権に基づくクレームに関連する文書とその翻訳文は、原出願にすでに含まれており、必要に応じて、代理人の権限を移管する。表示される図面及び説明は、原出願で考慮された発明を修飾するような変更をしてはならない。

(2) 分割出願においては、追加事項や最初に提出された問題にさらなる観点を与えることなく、原出願とは異なる発明を主張すること。

分割の結果、発明又は発明の一群から外れたクレームがあっても、クレームの範囲は原出願又は分割出願に再び含めることはできない。

(3) 分割出願は本法第 111 条に定める期間内又は自発的な分割の場合は本法第 102 条に定める期間内に提出しなければならない。

分割出願は本法第 113 条の期間内に、本庁が有効と認める又は出願人が要求することの何れかでない限り、他の分割出願の分割で構成されてはならない。

本法第 105 条を準用して出願日とみなされる原出願日の利益は、分割出願が本条に定められた要件を充足しない場合、享受できない。

第 101 条

出願人が最初の権利の所有者である場合でも、他者によって既に保護されている事項、又は、その本質的な技術的特徴が当該事項によって包括される事項が実質的に変更されていない事項について、特許は付与されない。

第 102 条

出願人は、本法第 100 条の規定に従い、必要に応じて、優先権主張して原出願日を各分割出願の出願日として、係属中の原出願を自発的に分割することができる。

前項の目的のために、原出願が不受理、拒絶、放棄若しくは取下の査定発行前又は特許協力条約に基づく国際出願の取下とみなされる前、までは原出願は係属中であるとみなす。

出願人は、特許査定又は登録査定を通知された場合でも、本法第 110 条に規定されている 2 月以内に原出願を自主的に分割することができる。

第 103 条

出願の内容が請求した権利と一致していないと思われる場合、出願人は特許出願を実用新案又は意匠登録出願に変更することができ、またその逆も可能である。

上記の出願変更は、出願が放棄されていないことを条件に、出願日から 2 月以内又は本庁が出願人に出願変更を要求する日から 2 月以内になされなければならない。出願人が本庁の認める期間内に出願変更を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなす。

第 104 条

願書を受理すると、本庁は受理した日時；受理番号；出願番号；提出書類；枚数；必要に応じて受信手段を通知する。

第 105 条

本庁は、特許出願が、本法第 94 条(1)，(4)，(7)，(8)及び(9)の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日として認定する。

出願日は出願間の優先順位を決める。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

第 106 条

願書の正式な審査中、本庁は以下を確認する。

- (1) 願書が定められた様式に記載されていること。
- (2) 願書に発明の名称が含まれていること。
- (3) 発明者が出願人でない場合、譲渡証書が添付されていること。
- (4) 代理人に関する要件が充足されていること。
- (5) 優先権主張は、必要に応じて、それを主張する権利を有し、本法第 42 条の要件を充足する者が、対応する期間内になすことができる。
- (6) 本法の施行規則に規定される所要の要件に従って、願書は以下の項目を含む。
 - (a) 本発明の説明
 - (b) 1 又は複数のクレーム
 - (c) 本発明の要約
 - (d) 必要に応じて、説明が参照する図面
 - (e) 生物学的材料の寄託証明又は配列表を含む出願人が添付する文書

本庁は、本条に示された諸要素の何れかの欠陥又は欠落に気づいた場合、出願人に対して、2 月の期間内に、必要と考えられるもの又は欠陥を特定又は明確化することを要求できる。この要求が与えられた期間内に満たされない場合には、出願は、放棄されたとみなされる。

方式審査の好ましい結果は、特許の付与又は請求された権利の承認のために必要な要件の達成を予断しないものとし、本法に定める出願の実体審査を受けなければならない。

第 107 条

方式審査が承認され、出願日から 18 月までが経過した後、出願日必要に応じて優先日順に、出願を公開する。

分割出願の公開は、方式審査が承認された後、原出願日から 18 月までの期間が経過した後、出願日必要に応じて優先日順に公開される

第 108 条

係属中の出願公開には、出願を特定するために必要な書誌事項を含む。発明者、出願人、法定代理人の名前、出願人の国籍及び必要に応じて代理人の住所。出願が公開されると、包袋は参照のために公開される。

第 109 条

本庁は、本法 107 条に規定している公報への公開日から 2 月以内に、出願が本法の第 47 条から第 49 条までの規定に適合しているか否かについての情報を、何人からも受けることができる。

本庁は、必要に応じて、範囲を確定する責務を負わずに、出願に対して行われる実体審査の技術的な裏付書類として、当該情報を考慮することができる。本庁は、必要に応じて、出願人が自身の権利において妥当であるものを提示できるように、提供されたデータ及び書類を出願人に提示する。

情報の提示は手続を中断させず、また、情報を提示した者に対して、利害関係者、第三者又は当事者の立場を帰属させることはない。

したがって、本法第 154 条に定める行為の履行は保持される。

第 110 条

特許出願が公開されると、本庁は、本法の要件を充足しているか否か、特許査定を下すべきか否か又は本法第 47 条及び第 49 条にある問題点が見出されているか否か、を判断するべく実体審査を行う。前述の目的のために、本庁は、説明、クレーム及び必要に応じて、図面、配列表及び生物学的材料の寄託の証明に含まれるもののみを検討する。特許査定に支障がない場合、本庁は出願人に通知する。権利の有効性を維持するため、2 月以内に、公報発行に対応する料金及びその年の年金の支払証明の提出を登録の条件とする。この期間を過ぎても出願人が要件を満たさない場合、出願は放棄されたものとみなす。

第 111 条

実体審査の結果、請求された特許の付与に対する拒絶理由が発見された場合、本庁はその権限により、出願人に対して、2 月の期間内に、応答すること、情報又は書類を提示することを要求することができ、必要な場合には、該当する場合には補正箇所を示して補正することを要求することができる。

前項の期間内に、出願人が様式要件を遵守しない場合、出願は放棄されたものとみなす。本庁は、出願が放棄されたか、出願人が取り下げない限り、上記の様式要件と期間が遵守されれば、当該期間経過した後、特許査定又は拒絶査定を下さなければならない。

第 112 条

先の第 111 条記載の拒絶理由が以下である場合、本庁は、先行技術調査を含め、本法の定めるその他の要件の充足性を評価する義務を負わない。

- (1) 全面的であれ部分的であれ、出願の目的が理解できない欠陥。
- (2) 発明とは見なされない特許発明。

- (3) 特許の対象とはならない特許発明。
- (4) 産業上の利用可能性が欠如する特許発明。

第 113 条

本法第 111 条記載の拒絶理由が、発明の単一性要件を満たさない場合、本庁はクレームの第 1 クレーム記載の発明のみを主発明とみなし、それから、本法で定められた他の要件の充足性を評価する。

この場合、本庁は出願人に主発明のクレームに限定することを要求し、必要があれば、本法第 111 条に記載の期限内に対応する分割出願を要求する。

分割出願は、本法に定められた要件に準拠している場合、当初の出願日及び必要な場合には適切な優先権主張日を保持する。

第 114 条

実体審査を行う上で必要があれば、本庁の判断により、外国の産業財産庁による調査又は審査に関連するものも含め、追加若しくは補足すべき情報又は文書を、本法 111 条に記載の期間内に、出願人に提出を求める可能性がある。

本庁は、特許発明が本法に定められた要件に適合するか否かを判断する目的で、技術的な裏付書類及び外国の産業財産庁によって行われた実体審査の結果又は同等のものを要求又は考慮する可能性がある。

出願人は、前項の目的のために、対応する外国の産業財産庁によって付与されたそれぞれの特許の写しをスペイン語の翻訳文を付して提出することができる。

第 115 条

実体審査は、前条の規定を損なうことなく、本庁が自由に処理できる先行技術の要素又は文書を考慮して行われる。

特許発明が進歩性を含むか否かを判断するために、先行技術と特許発明とを、個別又は組み合わせて考慮しなければならない。

第 116 条

本節記載の要件に従って提示された書類又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含めることはできない。

自発的な補正は、本法第 111 条にいう特許査定又は拒絶査定が発せられる前までに限り、行うことができる。

第 117 条

本法の第 103 条、第 106 条、第 110 条及び第 111 条に記載されている要件を遵守するため、利害関係者は、明示的な請求や要件に対応する手数料の納付証を提出することなく、それらが実行される月にさらに 2 月の追加期間が与えられる。

出願人が当初の期間又は本条に定める追加期間中に所定の要件を充足しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなす。

第 118 条

本庁は、特許について、調査及び審査結果の利用と同様の技術支援を含む、調査、実体審査あるいはそれと同等ものに関連する作業の交換と使用を促進するため、国際的な産業財産庁間の協定に加盟することができる。

第 119 条

本庁は、各特許の権原所有者に対して、証明及び公的承認として各特許につき特許証を発行する。特許証は説明、クレーム及び、もしあれば、図面と配列表を各 1 部含み、かつ次の情報が記載される。

- (1) 特許番号と分類
- (2) 特許証が発行された者の名称及び住所
- (3) 発明者の名称
- (4) 出願日、必要に応じて優先権主張日及び特許証発行日、
- (5) 発明の名称、及び
- (6) 法令に制定されている条件に基づいて有効な権利を維持するための手数料の納付を条件とする存続期間及び満了日。

第 120 条

特許が付与された場合は、本庁は、公報において当該特許を公告する。これには第 94 条(4)及び第 119 条に記載される情報を含める。

第7節 権利の放棄，修正及び訂正について

第121条

特許又は登録の所有者は，その権利の存続期間内であれば，本法の施行規則に定める条件で，本庁あての申請書及び対応する手数料証明書とともに，権利について，放棄，修正及び訂正を申請することができる。

申請が受理されれば，本庁は申請者に通知し，対応する権利の，放棄，修正及び訂正を公報に掲載する。

本庁が申請書に不備があると認めた場合，所有者に必要とみなすものを特定又は明確にして不備の解消を求めることができる。申請者が上記不備を2月以内に解消しない場合，申請は却下される。

第122条

本法第119条に規定されている，特許又は登録における正式な名称の誤記を修正することは承認される。

修正がクレーム又はそれらを解釈するために供される要素に関連する場合，誤記は当該技術の熟練者にとって明白でなければならない。

名称の修正は，与える保護を拡張するような方法であってはならない。

第123条

特許又は実用新案登録によって付与される権利の訂正が次のような場合，承認される。

(1) 1つ以上のクレームの削除，又は

(2) 独立クレームに従属するように1以上の従属クレームを含めること。

訂正案が特許又は登録によって付与された保護を拡張する場合，当該訂正案は認められない。訂正の前に発せられた，特許又は実用新案登録の侵害に関する強制力のある処分は，訂正によって損なわれることはない。

第124条

本法第121条に記載の意匠登録によって付与される権利の制限は，訂正案が，意匠に新規性を付与する特性を除去しない場合，又は登録によって付与される保護を拡張しない場合，認められる。

訂正の前に発せられた，意匠登録の侵害に関する強制力のある処分は，制限によって損なわれることはない。

第125条

本節に関する如何なる申請書も，次の場合は拒絶される。

(1) 特許又は登録の有効性に関する手続の審査が係属中である場合。

本節に基づく申請書の提出後に行政処分手続が開始された場合，それぞれの申請書に係わる許容性に関する審査が決定されるまで，当該手続は一時停止される。

(2) 特許又は登録の名称の修正に関する申請を除き，特許若しくは登録の所有権又はそれらに対する他の権利の承認を主張する訴訟がある場合。

第 8 節 補充証明書

第 126 条

本庁に直接起因する特許審査に不合理な遅延があり，その結果，メキシコでの出願日から特許査定までの期間が 5 年を超える場合，利害関係者の請求により，その存続期間を調整するために補充証明書を交付することができる。

第 127 条

前条記載の証明書の存続期間は 5 年を超えてはならない。

第 128 条

本節の目的上，次のように理解される。

- (1) 出願日：本庁が特許出願を受け取った日又は国内段階に入った日。
- (2) 特許審査：メキシコでの出願日から特許査定までに経過する期間。
- (3) 査定日：特許査定が通知された日，及び
- (4) 正式審査の有利な決定日：出願の審査・公開及び必要に応じて実質的に審査を継続するために重要な要素を出願が有することを本庁が通知する日。

第 129 条

所有者は，本法，その施行規則及び補充証明に関するその他の該当規定に定められた要件に準拠する旨を記載した書面により，補充証明書を 1 回のみ請求できる。

本法第 110 条の第 2 段落に規定されている通知を準拠する場合，請求は独立して提出する必要がある。その時点以降に提出された請求は失効と見なされ，棄却される。

第 130 条

請求には以下が含まれていなければならない。

- (1) 出願番号，出願日，本法第 110 条第 2 段落に規定されている通知した日。
- (2) 補充証明書に対する請求人の意見，及び
- (3) 対応する手数料の支払証明

本庁が本条記載の要件の何れかに欠如又は欠陥を認めた場合，5 日以内に 1 回，必要とみなすものを特定又は明確にして訂正を請求人に求める。定められた要件が示された期間内に充足しない場合，請求は棄却される。

第 131 条

補充証明の許容性を査定する場合，本庁は以下を行わなければならない。

- (1) 特許審査が 5 年を超えたかを確認し，それ以外の場合は，請求を棄却する。
- (2) 特許審査がこの期間を超えた場合，合理的な遅延に対応する期間を確定し，特許審査期間からそれを差し引く。結果として生じる期間が 5 年未満の場合，本庁は請求を棄却する。結果として生じる期間が 5 年を超える場合，本庁は不合理な遅延に対応する日数を確定する。これにより，不合理な遅延 2 日ごとに 1 日の有効な補充証明書が交付される。

第 132 条

前条の目的のために、以下は合理的な遅延とみなす。

- (1) 出願日から正式審査の有利な決定日までに経過する期間。
- (2) 本法第 117 条に従って用いられる付加期間及び特許審査期間のために、審査を遅らせる傾向がある出願人の作為又は不作為に起因する期間。
- (3) 本庁の作為若しくは不作為に起因しない期間、又は、例えば、管理上若しくは管轄上の異議申立の実施中に経過した期間、若しくはそれらに由来する期間など、本庁の制御が及ばない期間。
- (4) 不可抗力又は天災に起因する期間。

第 133 条

補充証明書の交付が認められた場合、それぞれで調整した期間に対応する手数料と証明書発行に対応した手数料とを、本庁は請求人に 1 月以内に支払うことを通知する。前項記載の期間が満了しても請求人が要件を遵守しない場合、請求は放棄されたものとみなす。

第 134 条

本庁は、所有者への証拠及び公式の承認として、各補充証明書の権原を発行し、公報に公開する。補充証明書は、それが有効である限り、特許の存続期間 20 年が切れた翌日に発効する。

第 135 条

補充証明書は、それが由来する特許と同じ権利を付与し、同じ制限と義務が対象となる。

本法第 57 条(2) (a) 及び第 57 条(2) (b) に記載されている要件の場合、これらは補充証明書の存続期間を考慮して計算される。

第 136 条

補充証明書は、その存続期間の満了時に失効し、それが保護する権利は公知技術となる。補充証明書の存続期間の満了は、本庁による指令を必要としない。

第9節 権利のライセンス及び移転

第137条

特許又は登録により与えられる権利及び係属中の出願から生じる権利は、一般の法令に定める条件と手続の下に権利の全部若しくは一部を担保に供し又は移転することができる。権利又は質権の移転を第三者に対抗するには、それを本庁に設定登録しなければならない。

複数の係属中の出願、特許又は登録について、その所有権の譲渡人と譲受人とが各移転の何れも同一である場合、かかる複数移転の設定登録は、単一の移転申請にすることができる。ただし、申請人は移転の記載を求める出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた所定の手数料を納付しなければならない。

第138条

特許又は登録により与えられる権利及び係属中の出願から生じる権利は、一般の法令に定める条件にて、それらの利用をライセンス供与することができる。所有者又は必要に応じて実施許諾者は、本庁にライセンスを設定登録することができる。

複数の係属中の出願、特許又は登録について、実施許諾者と実施権者とが何れも同一である場合、かかるライセンスの設定登録は、単一の申請にすることができる。ただし、申請人は移転登録を求める出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた所定の手数料を納付しなければならない。

第139条

係属中の出願、特許又は登録の移転、ライセンス又は質権の設定を本庁に設定登録するには、本法に基づく施行規則に定める方法による申請を行うことで足りる。

第140条

本庁に質権が設定登録されている場合、受益者は、長官が定めた規則及び仕様に従って、特許権、実用新案権及び集積回路の回路配置権に対応する年金の支払又は意匠権の更新を行うことができる。

第141条

次の場合は、ライセンスの設定登録は取消となる。

- (1) 特許又は登録の所有者と実施権者とが共同で請求した場合
- (2) 特許又は登録が無効又は満了の場合
- (3) 存続期間が終了した場合
- (4) 裁判所の命令による場合

第142条

ライセンスは、対象である特許若しくは登録が失効した場合又はその存続期間よりも長

い存続期間が設定される場合は設定登録されない。

第 143 条

別段の定がない場合、ライセンスは特許又は登録の所有者が他の者にライセンスを許諾すること及び同時に自ら利用することを妨げるものではない。

第 144 条

ライセンスによる実施権者は、別段の規定がある場合を除いて、自己が所有者であると同様に当該特許又は登録の権利を保護するための法的措置を講じる権限を有する。

第 145 条

ライセンスによる実施権者による特許又は登録の利用は、強制ライセンスの場合を除いて、その所有者による利用とみなされる。

第 146 条

発明が正当な理由なく実施されていない場合、特許査定の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後、何人も当該発明の強制ライセンスの付与を求める申請を本庁に対して行うことができる。

特許の所有者又はライセンス契約による実施権者が、特許物又は特許方法によって得られた物を輸入している場合は、強制ライセンスは付与されない。

第 147 条

強制ライセンスの申請する者は、特許発明を有効に実施するに足る技術的及び経済的能力を有していなければならない。

第 148 条

最初の強制ライセンスを付与する前に、本庁は、特許の所有者に対して、当該所有者への直接的に通知した日から 1 年までに当該特許を実施する機会を与える。

本庁は、当事者の聴聞を行った後、強制ライセンス付与についての認可を行う。当該強制ライセンスを付与する場合は、本庁は、その期間、条件及び適用範囲並びに特許の所有者に支払うべきライセンス料の額を定める。

強制ライセンスが既に与えられている特許について別の強制ライセンスの申請がなされた場合は、既存の強制ライセンスに対する通知及び聴聞が行われる。

第 149 条

最初の強制ライセンスの付与日から 2 年間が経過した時点で、当該強制ライセンスの付与が特許不実施を解消しない、特許の所有者による自己実施しない又はその正当な理由が存在しない場合、本庁は、当該特許の失効を行政処分することができる。

強制ライセンスから得られるロイヤリティの支払は、特許が無効とされる、存続期間が満了する又は本法に定めるその他の事由がある場合は終了する。

第 150 条

特許の所有者又は強制ライセンスによる実施権者の要請により，原因を克服することにより正当化される場合，特に，特許の所有者が強制ライセンスの条件よりも有利な条件で契約によるライセンスを与えた場合，本庁は，当該条件の改訂を命じることができ。本庁が強制ライセンスの条件の改訂を行うには事前に当事者の聴聞を行わなければならない。

第 151 条

強制ライセンスによる実施権者は，自己へのライセンスの付与日から 2 年以内に特許の実施を開始しなければならない。この要件に従わない場合は，本庁において不実施に正当な理由があると判断する場合を除いて，本庁は特許の所有者の請求又は職権により当該ライセンスを取り消すことができる。

第 152 条

強制ライセンスは非排他的とする。強制ライセンスによる実施権者は，本庁の承認があり，かつ当該特許の実施に用いられる関係生産設備とともに移転する場合に限って，当該権利を移転することができる。

第 153 条

本庁は，保健総評議会による優先的配慮が宣言される深刻な疾病を含め，緊急事態又は国家の安全上の理由のために，かつ，その期間中，公共の利益に関するライセンス付与をしなければ，国民のための基本的な満足感又は医薬品の生産，提供若しくは分配を妨げ，害し，若しくは，一段と高価なものとなる場合には，当該ライセンス付与を通じて，一定の特許の実施が行われることを決定する。

深刻な疾病の場合では，保健総評議会は，職権で又は保健総評議会が認定した疾病を専門とする国家機関の要求に応じて，緊急事態又は国家の安全の原因が正当化される優先的配慮を宣言するものとする。評議会によって発せられた当該宣言が公報に公表されると，医薬品会社は公共の利益に関するライセンス付与を本庁へ請求することが可能となり，本庁は，各申請の提出日から 90 日までを超えない期間内に，当事者及び評議会による見解を聞いたうえで当該ライセンスを付与する。

前項の適用上，保健相は，生産及び品質の条件，ライセンスの期間及び範囲並びに申請人の技術的能力の適格性を設定する。加えて，特許の所有者へのロイヤリティの額も各事例の状況に従って公正で，かつ，合理的なものでなければならない。

本条第 2 段落及び第 3 段落に定めるもの以外の公共の利益に関するライセンス付与は，本法第 148 条の第 2 段落の規定に従って，本庁によって処理される。

公共の利益に関するライセンスは，排他的でも移転可能でもなく，本法第 55 条にいう特権の 1 又はすべてを対象とすることができる。

第 10 節 特許及び登録の無効並びに存続期間

第 154 条

特許は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 保護された事項が、本法における発明とは見なされない場合又は発明が本法における新規性、進歩性若しくは産業上の利用可能性が欠如して特許性がない場合。
- (2) 当該技術の熟練者が実施できるように、発明が十分に明確かつ完全な方法で開示されていない場合。
- (3) クレームが、本庁に提出された当初出願に含まれる開示を超える場合。
- (4) 分割出願の結果、本法第 100 条の規定に違反して行われた事項に対応するクレームを含む場合。
- (5) 本法第 122 条及び第 123 条に規定されている補正又は制限の手続の結果、特許によって保護されている範囲が拡大された場合。
- (6) 錯誤又は不注意により、優先権が認められ、それにより、特許によって保護されている事項の新規性又は進歩性が過度に判断された場合。
- (7) 本法第 50 条に違反して登録された場合、及び
- (8) 本法第 38 条の規定により、特許を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で特許が公開された日からいつでも請求することができる。

無効理由が特許に部分的に影響を及ぼす場合、部分的に無効であると審決しなければならない。部分的に無効とする審決には、それぞれの発明の名称に限定している旨の注釈を入力するように本庁は指令する。この注釈には、その補正内容とその理由が記録される。

第 155 条

実用新案登録は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 保護された事項が、本法における実用新案の対象とは見なされない場合又は本法における新規性若しくは産業上の利用可能性が欠如している場合。
- (2) 当該技術の熟練者が実施できるように、実用新案が十分に明確かつ完全な方法で開示されていない場合。
- (3) 1 以上のクレームが、本庁に提出された当初出願に含まれる開示を超える場合。
- (4) 分割出願の結果が、本法第 100 条の規定に違反している場合。
- (5) 本法第 122 条及び第 123 条に規定されている補正又は制限の手続の結果、実用新案登録によって保護されている範囲が拡大された場合。
- (6) 錯誤又は不注意により優先権が認められ、それにより、保護されている事項の新規性が過度に判断された場合。
- (7) 本法第 50 条に違反して登録された場合、及び
- (8) 本法第 38 条の規定により、登録を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で実用新案が公開された日からいつでも請求す

ることができる。

無効理由が実用新案登録に部分的に影響を及ぼす場合、部分的に無効であると審決しなければならない。部分的に無効とする審決には、本庁はそれぞれの名称に限定している旨の注釈を入力するように指令する。この注釈には、その補正内容とその理由が記録される。

第 156 条

意匠登録は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 保護された事項が、本法における意匠登録の対象とは見なされない場合又は本法第 65 条、第 66 条及び第 67 条に関する新規性若しくは産業上の利用可能性が欠如している場合。
- (2) 説明及び図面又は写真では、意匠を明確かつ完全に理解できない場合。
- (3) 1 又は複数のクレームが、本庁に提出された当初出願に含まれる開示を超える場合。
- (4) 本法第 122 条及び第 123 条に規定されている補正又は制限の手續の結果、意匠登録によって保護されている範囲が拡大された場合又は意匠に新規性を与える特性が除去された場合。
- (5) 錯誤又は不注意により優先権が認められ、それにより、保護されている事項の新規性が過度に判断された場合。及び
- (6) 本法第 38 条の規定により、登録を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で意匠が公開された日からいつでも請求することができる。

無効理由が意匠登録に部分的に影響を及ぼす場合、部分的に無効であると審決しなければならない。部分的に無効とする審決には、本庁はそれぞれの名称に限定している旨の注釈を入力するように指令する。この注釈には、その補正内容とその理由が記録される。

第 157 条

保護された集積回路の回路配置権の登録は、次の場合にのみ無効とされる。

- (1) 本法第 83 条の規定により、集積回路の回路配置権の登録できない場合。及び
- (2) 本法第 38 条の規定により、登録を受ける権利を有しない者に付与された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で回路配置が公開された日からいつでも請求することができる。

第 158 条

以下の場合、保護された補充証明書は無効とされる。

- (1) 証明書の付与に適用される規定に反して付与された場合。及び
- (2) 当該証明書に由来する特許が無効とされた場合又は放棄された場合。

本条で規定されている無効審判は、公報で当該証明書が公開された日からいつでも請求することができる。

第 159 条

連邦政府が利害関係を有する場合、本法の定めるところに従い、利害関係者又は連邦検察庁の請求により、本庁が職権で行政上の指令として無効を宣言することができる。無効の宣言は、出願日に遡って、関係の特許又は登録の効力を失わせ、かつ、その補充証明書が無効処分とする。

第 160 条

次の場合は、特許又は登録は失効し、それらが保護する権利範囲は公知公用となる。

- (1) 存続期間の満了
- (2) 特許又は登録の権利を維持するために納付すべき手数料が所定期限内に支払われず、かつ当該期限満了後認められる 6 月の猶予期間内にも納付されない場合
- (3) 本法第 149 条に規定する場合
- (4) 意匠登録の場合において、本法の規定に基づいて更新されない場合

本条(1)、(2)及び(4)に記載されている失効は、本庁による行政処分を必要としない。

第 161 条

手数料が適時に納付されなかったために特許又は登録が満了となった場合、前条(2)に示された猶予期間の 6 月以内に回復申請を行い、かつ、未納手数料を追加料金とともに納付することによって、当該特許又は登録を回復することができる。

第 162 条

本庁は、特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置の出願並びにそれら出願の拒絶査定及び登録の失効、を定期的に公報に出版する。同様に先行技術や公知公用に組み込まれた技術情報も出版する。

本法第 24 条に該当する出願は上記出版から除外される。

本庁は、対症療法薬の販売承認の過程で必要とされる情報を提供するために、少なくとも 6 月ごとに、対症療法薬に使用可能な発明に関連する特許一覧を、健康用品規則の第 167 条の 2 に規定されている条件で、公報に掲載しなければならない。

第3章 営業秘密

単一節

第163条

本法の適用上、次に示すように解される。

(1) 営業秘密：法的管理を行う者が秘密を保持する産業用及び商業用のすべての情報。この情報は、経済活動を行う上で第三者に対する競争上若しくは経済上の優位性を獲得又は維持するもので、その秘密性が維持され、アクセスを制限する十分な手段とシステムとを採用されていること。

営業秘密の情報は、書類、電子、磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム又は他の既知の情報媒体で表示される。

以下に示される公知公用の情報は営業秘密とはみなされない；通常に使用される分野の人々に一般的に知られている若しくは簡単にアクセスできる情報又は法律の規定若しくは裁判所の命令によって開示されなければならない情報。

営業秘密を法的に管理する者によって官庁に提出される情報は、それが法律の規定により開示される、免許、許可、認可、登録、その他官庁の如何なる措置取得のために提出される場合も、公知公用の情報とみなされない。

(2) 不適切な流用：工業、商業及び役務における良好な実務と慣習に反する仕様での営業秘密の取得、使用若しくは開示であって、営業秘密が当該使用及び慣習に反する仕様で取得されたことを知っていたか又は知るための合理的な根拠を有した第三者による営業秘密の取得、使用若しくは開示を含む不正競争を暗示すること。

第164条

次のものは、不適切な流用とはみなされない。

(1) 営業秘密として主張されている情報から独立した発見又は創作。

(2) 営業秘密に関する秘密性の責務に従うことを条件としない限りにおける、公衆に利用可能とされたか又は情報を取得する者による適法な所有である製品若しくは対象の観察、研究、分解若しくは試験、又は

(3) 秘密性の責務を伴わないこと又は情報が営業秘密であったことを知らずに適法な仕様で他の者の情報を取得すること。

第165条

営業秘密を保有する者は、第三者に対して当該秘密情報を移転し又は使用を許諾することができる。使用を許諾された者は、如何なる手段かを問わず当該秘密情報を他の者に開示してはならない。

専門知識、技術援助及び基本的又は詳細エンジニアリングを提供する契約は提供される役務を構成すべき営業秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

第 166 条

職種，雇用内容，業務若しくは地位，職業慣行又は企業関係行為に基づき，秘密情報であることを告知された営業秘密に接する者は，正当な事由があり，かつ当該秘密の所有者又はその許可された利用者の同意がある場合を除いて，その秘密を開示してはならない。

第 167 条

営業秘密を取得する目的の下に，他の者のために現在働いているか過去に働いたことのある労働者，他の者のために現在役務を提供しているか過去に提供したことのある専門家，アドバイザー又はコンサルタントを雇用する如何なる個人又は企業は，当該の者に生じた損害又は損失について賠償義務を負う。

営業秘密を構成する情報を違法な手段により取得した個人又は企業も，同様に損害又は損失について賠償義務を負う。

第 168 条

新しい化学成分を使用する医薬品又は農薬の有効性と安全性を判断するための情報は，該当する法令又は必要に応じて国際条約に基づいて保護される。

第 169 条

何らかの司法上又は行政上の手続に関係する当事者にある者が営業秘密を開示することを要求される場合，審理を行う当該司法当局又は行政当局は，紛争に関係のない第三者にその秘密が漏洩することのないよう必要な手段を取るものとする。

利害関係者は，如何なる場合も，前段落にいう営業秘密を開示又は利用してはならない。

前項の利害関係者には，以下が含まれる：当事者に加え，その代表者又はその通知を聴聞若しくは受領する権限を有する者；司法官又は行政官；営業秘密に関連する司法手続若しくは行政手続に介入又は当該手続の一部である文書にアクセスできる，証人，専門家又はその他の人物。

第4章 商標、広告スローガン及び商号

第1節 商標

第170条

如何なる自然人又は法人も、自身が提供する事業、取引又は役務において商標を使用することができる。ただし、その排他的な使用権は、本庁への登録によって獲得しなければならない。

第171条

商標とは、感覚によって知覚でき、かつ、明瞭で正確な保護対象を設定でき、かつ、市場における同種又は同範疇の他のものから商品又は役務を識別できる態様で表示される任意の標識として理解される。

第172条

次の標識は、商標を構成することができる。

- (1) 名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ及びホログラム。
- (2) 立体の形状。
- (3) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、次条に該当するものは除く。
- (4) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と混同しないもの。
- (5) 音。
- (6) 匂い。
- (7) 複数の作用する要素、その中でもサイズ、デザイン、色、形、ラベル、包装、装飾を含むイメージの要素又は組み合わせられたときに市場で商品若しくは役務を区別するその他のすべての要素、及び
- (8) 本条の I から VI までに記載した標識の組合せ

第173条

次のものは、商標として登録することができない。

- (1) 商標で識別することを意図する商品又は役務について、技術的名称又は普通に用いられる名称；同様について、日常語又は商慣行によって、通常又は一般的な要素となっている何らかの言葉、名称、句又は図形要素；同様についての識別性に欠けるもの。
- (2) 公知公用又は普通に使用されている立体形状；識別性を欠如する立体形状；商品の通常又は日常的な形状；商品の性質又は機能によって定められる形状。
- (3) 公知公用であるホログラム及び識別性を欠如しているホログラム。
- (4) 標識の特徴を全体として考慮すると、当該標識が識別することを意図する商品又は役務を説明している当該標識。それらのものが、商品又は役務の種類、品質、数量、構成、用途、価格、原産地又はその提供時期を識別するために取引において供される標識を含む。
- (5) 単独の文字、数字又は色彩。ただし、それらが、顕著性を与える他の標識との組み合わせ又は当該標識を伴っている場合は除く。

(6) 登録を受けることができない言葉の、翻字、音訳、恣意的に変更された綴り又は人工的な構成。

(7) 国家、州、地方自治体又は同等の行政区分の紋章、旗章又は記章；政府又は非政府機関の国際文書、国際機関又は他の公的に承認された機関の記号、記章又はその他の標識について、それらの完全名称又は略称である呼称を許可なく複製又は模倣している標識。

(8) メキシコ国内で採用される監督用又は証明用の公の記号、印章、硬貨、銀行券、記念硬貨又はメキシコ国内外の支払の何らかの公的手段を、所轄官庁の許可なく複製又は模倣している標識

(9) 公的に承認された展示会、物産展、集会、文化行事又はスポーツ行事において授与される、勲章、メダル又はその他の賞について、その名称、記号又は図式表示を複製又は模倣する標識

(10) 固有又は普通の地理的表示と同一又は混乱が生じる程度の標識；地図、集落名、住民の呼称である名詞又は形容詞であって、これらが商品又は役務の出所を示しており、かつ、かかる出所に関して混乱又は誤認を生じさせる可能性がある場合。それらは、「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模倣品(imitation)」、「において生産される(produced in)」、「において製造される(manufactured in)」のような表現や消費者に対して混同を来し又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うものを含む。

(11) 出願された商品又は役務が、任意の商品の製造若しくは生産又は任意の役務の提供によって特徴づけられる名称若しくは標識のそれと同一又は類似している場合；出願された商品又は役務が、原産地名若しくは地理的表示によって保護されている商品若しくは役務の提供によって特徴づけられる名称又は標識のそれと同一若しくは類似している場合；これら名称又は標識が同一又は混同を生じる程度に類似する標識。それらは、「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模倣品(imitation)」、「において生産される(produced in)」、「において製造される(manufactured in)」のような表現及び消費者に対して混同を来し又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うものを含む。

(12) 特異性があり、混同の虞がなく、かつ、一定の商品の生産又は一定の役務の提供について知られている私有地の名称であって、当該私有地の所有者の同意が得られていない当該名称。

(13) 使用時に、提携関係の誤認の虞を来す若しくは一般消費者に連携、誤解、混同、欺罔を引き起こす可能性のある名声若しくは認知又は著名性を獲得した人々の名称、苗字、ニックネーム若しくは筆名。ただし、それが、前記した者又は対応する権利を有する者によって、明示の同意を得ている場合は除く。

同様に、人物のイメージ、識別可能な音声、肖像及び署名は、その人物又は当該人物が死亡している場合には対応する権利を有する者、の明示の同意なしに商標登録することはできない。

(14) 文学作品又は芸術作品の名称と同一又は混同させるほどに類似した名称又は用語、加えて、前記した作品の諸要素の複製又は模倣。両方の場合において、前記した作品と関連性又は提携関係が存在するという正当化されていない信用に基因して、公衆を

欺罔若しくは誤解させる可能性のある蓋然性又は認知をそれらの名称若しくは用語が有するとき。ただし、対応する権利の所有者が、そのことを明示的に許可する場合を除く。同様に、文学作品又は芸術作品の全体的又は部分的の何れかにおける複製は、著作権所有者の許可なしでは、商標として登録できない。

想像上の若しくは象徴的キャラクター又はそのような該当性若しくは認知を有する実在人の肖像の何れも、対応する権利の所有者又は当該所有者の同意を得ている第三者によって出願されない限り、商標として登録できない。

(15) 公衆を欺く又は誤解させる虞のある記号、句、画像要素、文章、通知又は商号。これらは、識別することを意図している商品又は役務の性質、構成要素、品質又は事業の出所に関して虚偽表示を構成するものを意味すると理解される。

(16) 商品又は役務に適用される本章第3節の見地から、本庁がメキシコ国内において周知商標であると考えられる標識、又は、宣言した標章と同一又は混同させるほどに類似している標識であって、出願商標が以下に該当する場合。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと
- (b) 周知商標の所有者によって許可されていない使用を構成すること
- (c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は
- (d) 周知商標の顕著性を希釈化すること

本項は、出願人が周知商標の所有者である場合には適用されない。

(17) 商品又は役務に適用される本章第3節に従って、本庁が著名であると考えられる標章又は著名であると認定した標章と同一若しくは混同させるほどに類似している標識。

本拒絶理由は、登録出願人が著名商標の所有者である場合には適用されない。

(18) 登録処理が進行している間において、先に提出された標章又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に適用されている登録された現行の商標と同一若しくは混同させるほどに類似している標識。これらの標識は、同一の商品又は役務を区別するために、同一の所有者によって既に登録された又は登録処理中の別の商標と同一であるものを含む。

(19) 商標が保護することを意図している商品又は役務について、当該商品の製造若しくは販売又は当該役務を提供することを主たる事業とする会社、工業施設、商業施設若しくはサービス施設に適用されている商号と同一若しくは混同させるほどに類似している標識。ただし、当該商号は当該商標の登録出願の提出日又はそこで宣言された使用の日付に先立って使用されていたことを条件とする。商標に係る出願が商号の所有者によって提出され、他に公示されている同一の商号が存在しない場合は、適用されない。

(20) 先に提出された係属中の商標；登録され、かつ、現存する商標と同一又は混同させるほどに類似している自然人の固有名称；同一又は類似の商品又は役務に適用されている公示された商号。

(21) 識別されるべき商品又は役務に関して、消費者間に混同を来す可能性がある保護された植物品種及び動物品種について言及している名称又は要素を複製又は模倣している標識、及び

(22) 不正に出願された標識。不正とは、とりわけ、正当な所有者を害する不当な利益又は利点を得る目的で、登録を請求したと解される。

本条の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の規定は、出願がなされる商品又は役務に対し

て、事業の過程においてなされた使用から結果として生じる顕著性を商標が取得した場合には、適用されない。

三次元形状は、その性質または機能に固有の形状のみを保護するように請求された場合でも、識別性を獲得したと理解してはならない。

(18)、(19)及び(20)の規定は、本法の規則に従って、明示の同意が書面で提供されている場合、同一又は混乱する程度に類似する商標として類似の商品又は役務には適用されない。本条(18)及び(20)の目的のために、本法第237条に記載の記録及び公開が含まれる。

第174条

次の場合には、登録商標又は別の登録商標と混同させるほどに類似する商標は、事業所又は企業の商号、会社名称又は企業名称として使用したり、その一部としたりすることはできない。

- (1) 当該事業所又は企業が、当該商標が使用される対象と同一又は類似した商品又は役務の生産、輸入又は販売に従事し、かつ
- (2) 当該商標の所有者又は権限を与えられた者による書面上の同意を得ていない場合。

上記に違反した場合は、登録商標又は登録商標と混同させるほどに類似した商標を商号、団体名称又は企業名称から除去し、かつ、損害賠償を請求される可能性があるとは別に、本法に定める制裁の対象となる。

本条の規定は、登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の商標を組み入れている商号、会社名称又は企業名称については適用しない。

第175条

商標登録は、次の者には対抗力を有しない。

(1) メキシコの領土内において同一又は類似の商品又は役務のために同一又は混同させるほどに類似する商標を使用する善意の第三者であって、その継続した使用を当該商標の出願日又は最先の使用宣誓日より前に開始している者。かかる第三者は、当該商標登録の公示日から5年以内に商標登録を請求する権利を有する。その場合、第三者は事前に、当該商標の無効を申請しその無効を取得する必要がある。

(2) 登録商標が使用される商品を、当該商標の所有者又はその使用権者によって合法的に市場に導入した後に、販売、配布、取得又は使用する者。

上記の行為は、本法に基づく規則の適用を条件として、メキシコ国内での使用、配布又は販売のために行われる登録商標使用対象である合法的な商品の輸入も含む。

(3) 個人又は企業を問わず、自己の名称、会社名称又は企業名称を、自己が製造又は販売する商品、自己が提供する役務の名称、自己が運営する企業の名称又は自己の商号の一部として使用する者。ただし、そのような名称は、継続的に使用され、かつ、商標として登録されている又は商号として公示されている同義語と明確に区別できる特性を有することを条件とする。

本条に規定する行為は何れも、本法の意味での行政上の法令違反及び犯罪を構成しない。

第 176 条

商標は、本法に基づく規則に規定される分類に従い、特定の商品又は役務に関して登録される。ある商品又は役務の分類は、最終的には本庁によって定められる。

第 177 条

ある商標が一旦登録されると、区別された商品又は役務の数は、同一区分であっても、増やすことはできない。ただし、対象の商品又は役務の数を減縮することは、要請のあるごとに可能である。

すでに登録された商標を異なる商品又は役務を保護するには、新規に登録を得なければならない。

第 178 条

商標登録の存続期間は登録日から 10 年までとし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

商標の登録時及び更新時に利害関係者は、指定される商品及び役務について、欺瞞又は悪意なく真実を宣誓することを宣言しなければならない。

管轄当局が、当該商品又は役務が有効な適用法に違反していると判断した場合、本庁はその登録無効の行政処分手続を開始することができる。

第2節 団体商標及び証明商標

第179条

合法的に結成された商品の生産業者，製造業者，取引業者又はサービス業者の組織又は団体は，その構成員の商品又は役務が互いに共通の品質又は特徴を有し，かつ，第三者の商品又は役務と異なる場合には，当該商品又は役務を市場において識別するために団体商標の登録を出願することができる。

第180条

団体商標を所有する組織又は団体の構成員は，商標とともに用語「登録団体商標 (Marca Colectiva Registrada)」を使用することができる。

第181条

当該商標の出願には，以下に示す団体商標の使用規約を提出しなければならない。

- (1) 当該商標の所有者となる組織又は団体の名称
- (2) 商標の図示又はイメージ
- (3) 当該商標が指定する商品又は役務
- (4) 商品又は役務の共通の特徴又は品質
- (5) 仕上，生産，包装又は梱包の工程
- (6) 当該商標が第三者に移転できないこと及びその使用が組織又は団体の構成員のために確保されていることの表示
- (7) 商標の使用を管理し，使用規約を遵守するための機構
- (8) 使用規約に不遵守の場合における制裁
- (9) 商標の保護のために提起されるべき法的措置についての表示，及び
- (10) 出願人が関連すると考えるその他の情報。

本条(9)の場合では，如何なる補正も，第三者に対抗するために，本庁へ登録されなければならない。

第182条

団体商標はライセンスを許諾することはできず，また，第三者へ移転することもできず，その使用は，組織又は団体の構成員に限定される。

特別の規定が存在しない場合，団体商標は，本法の商標のための規定を準用する。

第183条

証明商標とは，商品及び役務の品質又はその他の特徴が，それらの所有者によって証明される当該商品及び役務を区別する標識を意味し，以下のようなものである。

- (1) 商品及び役務の構成要素
- (2) 商品の製造条件，又は役務の提供条件
- (3) 商品又は役務の品質，工程又はその他の特徴，又は
- (4) 商品又は役務の原産地

証明商標の所有者は、使用規則の規定に従って、本条(1)から(4)までで確立された1又は複数の品質又は特性に準拠していることを確認する。

第184条

証明商標は、地理上の地域の名称で構成されるか又は当該名称又は当該地域に言及することで知られる別の表示を含む。また、商品又は役務が一定の品質、世評又はその他の特徴について基本的にその原産地に由来する場合、当該証明商標は当該地域を出所とするものとして識別する。

第185条

企業目的に従って認証活動する法人は、商標によって証明されるものと同一の性質又は種類の商品の供給又は役務の提供を含む事業活動を実施しない限り、登録出願することができる。

証明商標が国内の地理的表示からなる場合又は商品や役務を識別するために知られている名称又は別の表示を含む場合、登録出願は以下の者によってのみなすことができる。

- (1) 表示によって保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の商工会議所又は組織
- (2) 連邦政府の機関又は出先機関、及び
- (3) 保護されるべき商品が抽出され、生産され又は仕上げられている地理的範囲の政府。

第186条

証明商標の登録出願には、以下を含む使用規約を伴わなければならない。

- (1) 当該商標が適用される商品又は役務
- (2) 商標の図示又はイメージ
- (3) 原材料の出所、生産の条件、その処理手続、その物理的、化学的、毒性的、細菌学的又は利用上の特徴及びその構成又はラベル付けのような商品又は役務の特別な特徴を定義している技術仕様
- (4) 前項において表示されている特定の特徴を証明するための手続
- (5) 品質管理の様式と周期性
- (6) 使用規約に違反した場合の制裁枠組、
- (7) 当該商標がライセンスできないことの表示、
- (8) 商標の保護のために提起されるべき法的措置についての表示
- (9) 妥当な場合には、使用規約が、メキシコ公式規格(Normas Oficiales Mexicanas)、メキシコ規格(Normas Mexicanas)、国際規格又は指針と合致する範囲、及び
- (10) 出願人が関連すると考えるその他の情報。

本条(8)の場合、如何なる変更も、第三者に対抗するために、本庁へ登録されなければならない。

第 187 条

証明商標はライセンスすることができず、その使用は、当該使用規約に特定されている条件を満たす者のために確保される。

証明商標は、特別の規定が存在しない場合には、本法の商標のための規定を準用する。

第 188 条

証明商標の所有者は、商品又は役務が自らの使用規約に特定された条件を満たす何れのものに対しても使用を許可する。

許可された使用者のみが、証明商標とともに、用語「登録証明商標 (Marca de Certificación Registrada)」を用いることができる。

第 189 条

証明商標の登録は、その所有者が次に該当する場合に、取り消される。

- (1) 商標の使用を管理しないか又は合法的に管理できない場合
- (2) 商標が適用される商品又は役務の生産又は販売に関与する場合
- (3) 証明以外の目的で商標の使用を許容する場合、又は
- (4) 当該商標が証明する基準又は条件を維持する者の商品又は役務を、証明すること又は証明を継続することを差別的な仕様で拒絶する場合

第3節 周知商標・著名商標

第190条

本法の適用上、自己の商品又は役務に関連して商標を使用した者により、メキシコの国内外で行われた営業活動の結果として又はそれらを宣伝、販売促進の結果として、メキシコ国内の公共部門又は市場の特定の分野がその商標を承知している場合、当該商標はメキシコにおいて周知のものと解さなければならない。

消費者の大多数がある商標を承知している場合又は世界的な取引で普及若しくは認識されている場合、当該商標はメキシコにおいて著名であると解さなければならない。

ある商標が周知あるいは著名であることを証明するために、本法によって容認されるあらゆる証拠を用いることができる。

第191条

商標が周知又は著名であるとの宣言又はその更新は、本庁が、提供された証拠に基づいて、周知又は著名である条件が処分が行われる期間存続するとの宣言することによって構成される行政処分を行う。第173条(16)及び(17)で規定されている周知又は著名な商標の保護のための拒絶理由は、当該商標が登録又は宣言されているか否かに拘らず独立して準用する。

第192条

周知又は著名との認定を得るために、出願人は以下の情報を提供する。

- (1) 調査、市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する商品又は役務に付した商標を識別する実際の消費者又は潜在的な消費者からなる公共部門。
- (2) 調査、市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する商品又は役務に付した商標を識別する実際の消費者又は潜在的な消費者とは異なるその他の公共部門
- (3) 調査、市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する商品又は役務に付した商標を識別する、商品又は役務の区分に関連した職人、実業家又はサービス会社からなる商業集団
- (4) メキシコ国内及び該当する場合は国外における商標の使用開始日、継続期間及びメキシコにおける有効な広告期間
- (5) メキシコ国内及び該当する場合は国外における当該商標の流通経路
- (6) メキシコ国内及び該当する場合は国外における当該商標を普及させた方法
- (7) メキシコ国内及び該当する場合は国外における当該商標に関連して付与されたライセンス又はフランチャイズ
- (8) 関連する市場部門又は区分における当該商標の占有率

第193条

別段の証明がない限り、本庁は、認定又はその更新を生じさせる状態が、それが発せられてから5年間存続すると推定する。その結果として、その期間、第173条(16)又は(17)で定める拒絶理由が、適用できる場合は迅速に適用される。

当該認定は、関係する申請日において当該認定を生じさせる状態が存続することを証明すれば、法的利益のある者の申請によっていつでも更新することができる。

第 194 条

商標が周知又は著名であるという認定のための申請は、申請及び提出を定めた本法及び本法に基づく規定に定める手続で行われ、当該申請が基としている証拠となる要素を添付する。当該申請には少なくとも次のものを含む：

- (1) 申請人の名称、国籍、住所、電話番号、電子メールアドレス及び該当する場合は自己の代理人、及び
- (2) 申請に添付する書類及び証拠

第 195 条

本庁が申請を受理し対応する手数料が支払われると、提出された要素、情報及び書類が審査される。

本庁の見解として、前項でいう要素、情報及び書類が法的要件を満たさない場合又は申請の何れかの要素の理解及び分析のためには不十分である場合、当該申請人は必要な明確化又は追加が通知され、このために 4 月の期間が与えられる。

申請人が与えられた期間内に要件を充足しない場合、申請は拒絶される。

第 196 条

申請の手続が行われ法律上及び規則上の要件を満たす場合、対応する認定が発行される。本庁が認定発行を拒絶する場合、受理した証拠となる要素をすべての評価し、その認定理由及び法的根拠を記載し、書面でその旨を申請人に通知しなければならない。

第 197 条

周知又は著名であることの認定の発行は、公報に公告される。

第 198 条

認定は、次の場合は、無効とする。

- (1) 当該認定が、本法の規定に違反して付与された場合、及び
- (2) 当該認定が、その認定を得る権利を有していなかった者へ付与された場合。

無効の行政処分は、法的利害関係を有し、かつ、自身の請求の根拠となる証明を提供する者の請求により、本庁によってなされる。

第 199 条

移転の目的のために、認定はそれから生じる商標登録に関連すると思料する。

第4節 広告スローガン

第200条

広告スローガンを使用する排他的権利は、本庁に登録することによって取得される。

第201条

広告スローガンは、市場における同様の種類又は等級についてその他のものから識別するために、広報、製造業又はサービス業の事業所、取引、商品又は役務を公衆に発表することを意図した句又は文章であるとみなされる。

第202条

広告スローガンの目的が商品又は役務を宣伝することである場合は、登録出願においてかかる商品又は役務を指定しなければならない。

第203条

広告スローガンが事業所又は取引を発表することである場合、それが如何なる性質であったとしても、当該広告スローガンは、本法の規則によって定められる補足分類に属するとみなされる。これらの事例では、当該登録は、商品又は役務が事業所又は取引に関連する場合であっても、当該商品又は役務を保護しない。

第204条

広告スローガン登録の存続期間は登録日から10年までとし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第205条

特別の規定がある場合を除いて、広告スローガンは商標についての本法の規定を準用する。

第5節 商号

第206条

製造業，商業若しくはサービス業の事業所又は事業所の商号及びそれらを使用する排他的権利は，登録を必要とせず保護される。その保護は，会社又は事業所が商号を使用する現実の顧客が存在する地理的範囲を対象とし，また，商号が全国的レベルで広く持続的に使用する場合，その保護は，メキシコ全体に及ぶ。

第207条

商号を使用する者は，公報に公示することを本庁に申請することができる。かかる公示がなされると，当該商号の採用と使用が善意になされているとの推定の効果が生じる。

第208条

商号公示の申請は，特定の事業領域における当該商号の実際の使用を証明する書類を添えて書面で本庁に提出しなければならない。

第209条

申請が受理され法定要件が満たされると，同一の事業領域で使用されるものであって現在係属中の公示申請又は既に公示済みである同一若しくは混同する程度に類似する商号の存在の有無，及び，申請人たる会社若しくは事業所の主たる事業に関係した同一若しくは類似の商品若しくは役務を保護するもので現在係属中の公示申請又は既に登録済みである同一若しくは混同する程度に類似する商標の存在の有無，を判定するための実体審査が行われる。先行するものが不存在と判定されると，公示手続が進められる。

第210条

出願した会社又は事業所を，それ以外の同種から識別する要素を欠く商号又は本法第173条の規定に反する商号は，公示されない。

第211条

商号の公示は公示日から10年間有効に存続し，同一の存続期間で何回も更新することができる。更新されない場合は，公示の効力は消滅する。

第212条

別段の規定がなされない限り，会社又は事業所が移転された場合は，その商号を使用する排他的権利も移転する。

第213条

特別の規定がある場合を除いて，商号は商標についての本法の規定を準用する。

第6節 商標登録

第214条

商標登録を得るためには、以下の情報を含む出願が本庁へ提出されなければならない。

- (1) 出願人の名称、住所及び電子メール。
- (2) 商標を構成する標識の表示。
- (3) メキシコ国内における商標を最先に使用した日付、該当する場合には、商標が使用されていなかったことを示す表示。尚、如何なる情報も存在しない場合には、商標は使用されていなかったと推定される。
- (4) 商標に使用される指定の商品又は役務。
- (5) 本法第216条の観点から、保護が請求されず、かつ、商標に複製される諸要素
- (6) 該当する場合には、商標の説明
- (7) 最先に使用した日付が示されている場合、商標に関連した1若しくは複数の事業所又は取引の場所
- (8) 国際的なローマ字によって提示される語、文字又は数字のみからなる商標の場合では、標準文字が標識の表示に使用されているとの明白な陳述が含まなければならない。この場合、出願人は如何なるフォント又はサイズの文字の使用も確保されると理解される。
- (9) 証明商標が地理的表示を含む場合、その明示が含まなければならない。及び
- (10) 本法に基づく規則で定められる他の一切の事項

第215条

商標登録の願書には、対応する手数料納付の証明書を添付しなければならない。

第216条

確保不可能な諸要素とは、識別力を欠くものであり、商品の種類、質、量、組成、仕向地、価値、出所の場所、仕上の期間、仕上の日付又は商標によって保護される商品又は役務の一般的な特性に言及する場合のような共通の特徴についての説明的又は表示的な諸要素である。

商標の一部ではない図形的諸要素は、それらの表示において、破線又は点線で示されなければならない。

第217条

商標登録の出願が複数の者の名でなされる場合は、出願人が合意し署名した以下に示す事項を含む規則が願書とともに提出されなければならない。

- (1) 商標権の使用、ライセンス供与、譲渡又は必要な場合は商標権の防御。
- (2) 登録の取消、及び
- (3) 商品及び役務の制限。

共有者の何れも、各契約において特段の定めがない限り、それら共有者の権利を防御するために対応する行為を開始することができる。

第 218 条

商標登録の出願が、国際条約に規定された期間内、又は、当該期間の規定がない場合で、かつ、他の国での出願日から 6 月以内にメキシコでなされた場合、最初の出願国での出願日が優先日と認められる。

第 219 条

前条にいう優先日が認められるためには、次の要件を充足しなければならない。

(1) 登録出願時に優先権を主張し、かつ、原出願国及び原出願国での出願日を記載すること、及び

(2) メキシコでの出願において、外国での出願に係わる商品又は役務を超えるものについての優先権主張は認められない。かかる主張がなされた場合は、優先権は、原出願国での出願において記載された商品及び役務についてのみ認められる。

第 220 条

出願時において本法第 13 条、第 14 条、第 214 条(1)、(2)及び(4)並びに第 215 条の要件が満たされている場合は、その日が出願日となる。出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内に上記の要件が充足された日が出願日とみなされる。出願日は複数出願間の優先性を定める。

第 221 条

出願が受理されると、本庁は、受理後 10 就業日以内に、当該受理について公報に公開し、公開日から 1 月までの延長不可能な期間を設定する。利害関係者は、本法第 12 条及び第 173 条の規定に基づいて登録又は公告に異議を申し立てることができる。定められた期間後に提出された異議申立は、完全に棄却される。

第 222 条

異議申立は、対応する手数料の納付証に加えて、各証拠を添えて、書面で提出されなければならない。

異議申立手続について、公序良俗又は法律に反するものに加えて、あらゆる種類の証拠が認められるが、告白又は証言の証拠(証言又は告白が書類に含まれる場合は除く)は除く。

第 223 条

提出された異議申立及びそれに由来する手続が、本人確認証明書又は対応する納付に適合していない場合、本庁は、異議申立人に対して、通知日の翌日から起算して 5 日までの期間内に、発生した不備を修正又は対応して明確化するための機会を 1 回与える。

異議申立人が要件を遵守しない場合又は前項において設定された期間内で遵守できなかった場合には、異議申立は完全に棄却される。

設定された要件を遵守せずに提出された異議申立は、各々の要件が修正された時点で通知される。

第 224 条

出願の登録又は公告の手続は、異議申立により中断されず、また、本庁によって実施される出願の実体審査の結果を予断するものでもない。

第 225 条

本法第 221 条の 1 月の期間が経過すると、出願は審査される。

出願又は提示された書類が、法律上若しくは規則上の要件を遵守しない場合又は商標登録に何らかの拒絶理由が存在する場合、本庁は、書面で、その旨を出願人へ通知する。出願に対する異議申立の場合、出願人が妥当とみなす証拠を述べ、かつ、提示することができるように、当該異議申立について出願人にも通知される。

本庁は、出願人に、要件、異議申立又は拒絶理由に関して出願人の権利が妥当なものであることを明示するために、出願人に 2 月の期間を付与する。

関係者が付与された期間内に応答しない場合には、出願は放棄されたものとみなされる。

第 226 条

利害関係者は、前条にいう要件を満たすため、請求及び手数料納付をすることなく、2 月の追加期間が与えられる。

追加期間は、第 225 条に規定する 2 月の期間の満了日の翌就業日から数える。

出願人が、当初の期間若しくは本条にいう追加期間内に所定要件を充足しない場合又は対応する手数料の納付証明書を提出しない場合、当該登録出願は放棄されたものとみなす。

第 227 条

出願人が、要件、拒絶理由又は優先権を修正するために認められた期間内に応答する際に、出願商標を変更する場合；出願商標の商品・役務の数を増加する場合；又は出願商標の指定商品・役務を置換若しくは変更する場合、当該商標は、新たな処理の対象となる。

新たな処理は、以下の内容でなければならない。

- (1) 新たな出願に対して所要な手数料を納付すること
- (2) 本法第 214 条、第 215 条及びその適用可能な規則の要件を満たすこと、及び
- (3) 本法第 221 条記載の公告の内容であること。

この場合、新たな処理が申請される日付が、出願日となる。

第 228 条

本庁は、次の場合には、出願の登録又は公告に係る処理を中断する。

- (1) 以下の出願が見出された場合：1 以上の商号の登録又は公告と同一又は混乱する程度に類似し、その存在に関連して拒絶理由を有する出願；商標又は登録済広告スローガンに無効、満了、取消又は公開された商品名の効果停止の行政処分を請求する申請。

本中断は、本法第 225 条に定める 2 月の期間内に、何れかの当事者による行政処分の請求に基づく申請又は職権に基づく指令による。及び

(2) 管轄又は行政機関の指令による場合

第 229 条

本法第 225 条にいう 2 月の期間後、証拠が処理されると、出願人及び異議申立を提出した者に対して手続が利用可能となり、該当する場合には、5 日の期間内に意見書を提出できる。その意見書は、本庁によって検討されるものとする。この期間を経過すると、更なる対応する査定が形式的な手続なしで発せられる。

第 230 条

審査が完了し、法及び規則の要件が充足されると権原が生じる。

本庁は、登録を拒絶する場合、出願人に対して当該拒絶査定の法的な根拠及び理由を述べて、書面で通知する。

本庁は、受理した異議申立に関して判断し、判断に関する法的根拠及び理由を説明しなければならない。

第 231 条

本庁は、登録の証拠として各商標について登録証を発行する。登録証には次の事項が記載される。

- (1) 商標の登録番号
- (2) 商標を構成する標識。
- (3) 商標に使用される指定された商品又は役務
- (4) 所有者の名称及び住所
- (5) 該当する場合は、事業所の所在地
- (6) 出願日、承認された優先日、あれば最先の使用日及びその発行日
- (7) 有効性、及び
- (8) 識別力を獲得したことにより登録された商標の付与状況

商標の権利証書に対する変更は、明白な又は事務的な誤記を訂正するためにのみなすことができる。許可された変更は、公報に公告される。

第 232 条

商標の登録及びその更新は、公報によって公示される。

第 233 条

商標は、登録された様式で、又はその顕著性を変えないような変更のみを伴う様式で、メキシコ国内において使用されなければならない。

商標の所有者は、本庁に対して、当該商標が使用される指定の商品又は役務を示して、その実際かつ有効な使用を宣言し、この宣言には、所要な手数料の納付を伴わなければならない。

宣言は、登録が付与された時点から第3年目の終了後、3月内に、本庁に提出されなければならない。

登録の保護範囲は、使用が宣言されている商品又は役務に限って存続する。

所有者が使用の宣言を行わない場合、登録は、本庁の処分を必要とすることなく法律により失効する。

第 234 条

本庁は、次の場合には、職権で又は代表者団体の請求により、登録か否かに拘らず、如何なる商品又は役務についても商標の使用を禁止又は規制することができる。

(1) 当該商標の使用が、特定の商品又は役務の生産、流通又は販売に重大な歪みを生じさせる不正競争に関連する要素である場合

(2) 当該商標の使用が、商品及び役務の効率的な流通、生産又は販売を妨げる場合

(3) 国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて、当該商標の使用が、公衆への基本的な商品又は役務の製造、供給又は流通を妨害し、阻害し又はコスト増大をもたらす場合

なお、これら処分は官報で公示される。

第 235 条

登録された商標がその対象である商品又は役務について3年間連続して使用されない場合は、すべての登録が失効する又は使用されていない商品若しくは役務の部分に関連する登録が失効する。ただし、当該商標の所有者又はその使用権者が当該商標の登録取消処分の請求がなされた日の直近3年以内に当該商標を使用している場合又は商標の所有者の意思とは無関係に発生する当該商標の対象である商品若しくは役務に適用される輸入制限その他の行政規制を含め当該商標使用に障害を構成する状況がある場合は除く。

第 236 条

用語「登録商標 (Marca Registrada)」、 「登録団体商標 (Marca Colectiva Registrada)」、 「登録証明商標 (Marca de Certificación Registrada)」、 文字「M. R.」又は記号©は、当該商標が登録される対象の商品又は役務についてのみ使用することができる。

第 237 条

商標登録の更新は、存続期間満了前の6月内に所有者によって請求されなければならない。ただし、本庁は、登録の存続期間満了後6月内に提出された申請は処理する。

更新申請書を提出する際に、所有者は、当該商標が使用される商品又は役務を指定して、その実際かつ有効な使用を宣言するものとし、この宣言には、所要な手数料の納付を伴わなければならない。

登録の保護範囲は、使用が宣言されている商品又は役務に限って存続する。

商標の使用が宣言されていない場合、本庁は申請者に2月内に不備の補正を要求する。

示された期限内に要件を遵守しない場合、登録は、本庁の判断を必要とすることなく法律により失効する。

質権の受益者が本庁に更新を提出する場合、商標の実際かつ有効な使用宣言は必要としない。

第 238 条

更新のための請求が提出されずに、本法第 237 条に定められる期間が満了する場合、登録は、本庁の判断を必要とすることなく法律により失効する。

第7節 権利のライセンス及び移転

第239条

慣習法上の観点から、登録商標又は登録出願中の商標の所有者は、契約により、当該商標の対象である商品又は役務の全部又は一部について当該商標のライセンスを1又は複数の者に与えることができる。

第240条

ライセンスを本庁に登録するためには、本法に基づく規則に規定された条件で申請書を作成するのみで十分である。

2 以上の係属中の出願又は2以上の登録商標に関するライセンスの登録を請求しようとする商標権者及び使用権者がこれらすべてにおいて同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は、登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願又は登録の数に応じた手数料が納付されなければならない。

第241条

次の場合は、ライセンス登録の取消原因となる。

- (1) 慣習法上、商標の所有者と使用権者が共同で申請する場合
- (2) 商標登録の無効、失効若しくは取消の場合又は商標登録の出願が係属中であつたが登録が付与されなかった場合
- (3) その有効性が終了する場合、及び
- (4) 裁判所の命令による場合

第242条

使用権者が販売する商品又は提供する役務は、商標の所有者が製造する商品又は提供する役務と同じ品質を有するものでなければならない。さらに、そのような商品若しくは役務を提供し又は契約を行う事業所は、使用権者の名称及び本法に基づく規則が要求するその他の事項を明示する必要がある。

第243条

ライセンス被許諾者は、別段の規定がある場合を除いて、あたかも自己が商標の所有者であると同様、当該商標についての権利を保護するための法的措置を取ることができる。

第244条

ライセンス被許諾者による当該商標の使用は、商標の所有者によってなされたものとみなされる。

第 245 条

フランチャイズは、書面で認可された商標の使用のためのライセンスでもって、技術的知識が伝達されるか又は技術的支援が提供されるときに、存在するものとする。その結果、ライセンス被許諾者は、商標が識別する商品又は役務の品質、名声及びイメージを維持することを目的として、均一の仕様で、かつ、当該商標の所有者によって設定された業務的、商業的及び管理的な方法でもって、商品を製造若しくは販売し又は役務を提供できる。

フランチャイズ許諾者は、フランチャイズ契約の締結の少なくとも 30 日前に、フランチャイズ被許諾者に対し、本法に基づく規則の定めるところに従って自社の状況について関係する情報を提供しなければならない。

前文にいう情報が真実でない場合には、フランチャイズ被許諾者は、契約無効の宣言を要求することに加え、不履行により被った損害に対する補償を要求する権利を有する。フランチャイズ被許諾者は契約締結後 1 年間当該権利を行使することができる。この期間を過ぎるとフランチャイズ被許諾者の権利は契約無効の宣言を要求することのみとなる。

本条の規定は、フランチャイズの登録にも適用される。

第 246 条

フランチャイズ契約は書面で作成され、かつ少なくとも次のものを含まなければならない。

- (1) 契約の主題である活動を、フランチャイズ被許諾者が実施する地理的範囲
- (2) 契約の事項に由来する活動を、フランチャイズ被許諾者が実施する店舗に関して、その場所、最小規模及び基礎設備における投資の特徴
- (3) 在庫品、マーケティング及び広告方針、該当する場合は商品の供給及び納入業者の契約に関する規定
- (4) 契約で合意した条件に基づく、返済及び融資並びにその他当事者が受ける報酬に関する方針、方法、納期
- (5) フランチャイズ被許諾者の利益率又は手数料の幅に関する決定に適用できる基準及び方法
- (6) フランチャイズ被許諾者のスタッフが受ける技術訓練及び業務訓練の特徴並びにフランチャイズ被許諾者が技術的援助を提供する方法又は様式
- (7) フランチャイズ許諾者とフランチャイズ被許諾者が責任を負う作業の管理、情報、評価及び能力、更には業務の品質についての基準、方法及び手続
- (8) 当事者間で合意したサブ・フランチャイズの条件を確立すること
- (9) フランチャイズ契約を終了するための理由
- (10) フランチャイズ契約に関する条件を見直すことができ、かつ、該当する場合には相互の合意により修正することができる前提とする。

契約終了時に、フランチャイズ被許諾者には、フランチャイズ許諾者又はフランチャイズ許諾者が指名する者にその資産を移転する義務が存在しない。ただし、別段の合意が

なされている場合は除く。

フランチャイズ被許諾者には、如何なる時も、自身の会社の資産をフランチャイズ許諾者に譲渡若しくは移転する義務又は自身を会社のパートナーとする義務が存在してはならない。ただし、別段の合意がなされている場合は除く。

本章は、該当する場合、本法に基づく規則に従う。

第 247 条

契約の条項に従ってフランチャイズの経営とイメージの基準を遵守することを保証するために限り、フランチャイズ許諾者はフランチャイズ被許諾者の組織と運営に干渉することができる。フランチャイズ許諾者は、合併、分割、組織変更、提携条項の改正又はフランチャイズ被許諾者の企業の株式移転若しくは株式制限の場合であっても、これらによって、関係するフランチャイズ許諾者と契約を締結しようとするフランチャイズ被許諾者の意欲を決定するような関連契約に定められるフランチャイズ被許諾者の個人的特徴の変化を生じさせる場合には干渉とはみなさないものとする。

第 248 条

フランチャイズ被許諾者は、契約の期間内及び終了後、当該契約に基づき遂行される経営及び活動に関する情報を含み、秘密性のある情報、知り得た情報又はフランチャイズ許諾者の財産である情報の秘密性を保持しなければならない。

第 249 条

フランチャイズ許諾者及びフランチャイズ被許諾者は、一方的に当該契約を終了又は解除することはできない。ただし、契約が期限を決めず締結されている場合又は正当な理由がある場合は除く。フランチャイズ許諾者又はフランチャイズ被許諾者が契約の早期終了を判断するためには、相互の合意又は契約解除によるもので、契約上合意されている理由と手続に従わなければならない。

前文の規定に反してフランチャイズ許諾者又はフランチャイズ被許諾者により契約が早期終了した場合、契約で合意した協定違約金又はそれに替えて生じた損害の補償の支払義務が生じる。

第 250 条

商標登録の出願によって生じる権利又は登録商標から生じる権利は、一般法規の規定する方法と手続に従い、担保に供し又は移転することができる。そのような質権設定又は移転を第三者に対抗するためには、本法に基づく規則に従って本庁に登録しなければならない。

複数の登録商標又は登録出願中の商標についての所有権の移転の場合に、移転人と被移転人がそれら商標の全部について同一である場合は、それらの移転の登録は、1 の申請によって行うことができる。ただし、申請人は移転登録がなされるべき登録商標又は出願中商標を個別的に明示しなければならない。上記の場合は、関係の登録商標又は出願中の商標の数に応じた手数料を支払う必要がある。

第 251 条

本庁へ登録された担保が存在する場合には，受益者は，本法第 237 条の規定に従って，商標，広告スローガン又は商号の登録の更新を提出することができる。

第 252 条

企業が合併される場合は，別段の合意がある場合を除いて，すべての商標権が移転されるものと理解される。

第 253 条

移転の適用上，同一の所有者に属する複数の商標に係る登録又は係属中の出願は，それらが同一であり，かつ，類似の商品若しくは役務を包含する場合又は混同させるほどに類似しており，かつ，同一若しくは類似の商品若しくは役務に適用される場合には，連合しているとみなされる。

第 254 条

2 以上の連合商標の登録又は係属出願の所有者が，混同が存在しないと考える場合には，その所有者は，書面による明示の同意を提出し，かつ，課された連合の取消を申請することができる。

前記のことは，同一の商品又は役務に適用された同一の商標には適用されない。

本庁は，一般需要者が商品又は役務の出所に関して誤解しないことを考慮しつつ，最終的に妥当なものを判断する。

第 255 条

連合商標の移転は，それら連合商標のすべてが同一人に移転される場合に限って設定登録される。

第 256 条

以前，移転が未登録の登録商標又は登録出願中の商標について移転の設定登録が求められた場合，その移転に先行する未登録移転も同様に本庁に証明し，設定登録されなければならない。

第 257 条

商標の登録が効力を有していない場合は，本庁は，当該商標についてのライセンスの設定又は商標から生じる権利の移転の設定登録を拒絶する。

第 8 節 登録の無効，満了及び取消

第 258 条

商標登録は，次の場合は，無効とする。

(1) 登録が，本法又は登録時に効力を有していた法の規定に違反して付与された場合。本号の規定に拘らず，商標登録無効訴訟は，当該商標登録の出願人の法的代表者に関する事又は出願若しくは維持の手續に関する事に基づいてはならない。

(2) 登録商標がその登録出願日前にメキシコ又は外国で同一又は類似の商品又は役務に関して使用されていたものと同一又は混同する程度に類似する場合。ただし，そのような先使用による優先的権利を主張する者が当該登録の出願日又は場合により，当該登録を受けた者による最先の使用宣言日より前にその商標を継続的に使用していたことを証明しなければならない。

登録の部分的な無効は，それが保護する商品又は役務に関してのみ処分することができる。

(3) 願書に宣言された最初の使用日の信憑性を登録の所有者が証明しない場合。

(4) 登録が，錯誤，過誤又は判断違いによって付与され，それが同一又は類似の商品又は役務に使用される同一又は混同する程度に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されると考えられる場合。

登録の部分的な無効審決は，それが保護する商品又は役務に関してのみ下すことができる。

(5) 外国で登録されている商標の所有者の代行者，代理人，使用者若しくは配給業者又は外国で登録された商標の所有者と直接的若しくは間接的な関係を有するその他の者が，当該商標又はそれと混同する程度に類似する別の商標の登録について，外国の商標の所有者による明示の同意を得ることなく，自身の名称で，出願し，かつ，獲得する場合，

及び

(6) それが，不誠実に得られたものである場合。

本条の(2)，(3)及び(4)に記載された無効審判請求は，公報における登録の公告が発効した日から5年までの期間内に，行使することができる。(1)，(5)及び(6)に関連する請求は，如何なる時点でも行使することができる。

部分的な無効審決については，本庁がそれぞれの権原に限定する旨の注釈を入力するように命令する。この注釈には，その変更と理由が記録される。

第 259 条

無効においてなされた理由及び証明資料が本法第 221 条に定める異議申立において提出されたものと同じであり，かつ，本庁が異議申立を既に棄却した場合には，かかる行政処分の無効申請は認められない。

第 260 条

登録は、次の場合に失効する。

- (1) 本法に規定されているとおりに更新がなされない場合
- (2) 商標が期間満了の行政処分申立から直近の 3 年間、連続して使用することを停止している場合、ただし、正当化される当該不使用についての事由が本庁の見解で存在する場合は除く。また、本庁の見解で正当な事由が存在しない限り、使用が証明されていない商品又は役務に関しては登録が部分的に失効する場合がある。；及び
- (3) 実際かつ有効な使用の宣言が、本法の第 233 条の条件に基づいてなされていない場合。

第 261 条

商業メディア及び公衆による一般的な使用において、適用される商品又は役務を識別させる手段としての顕著性を商標が失ってしまうような態様で、商標の所有者が当該商標をそれが登録された 1 以上の商品若しくは役務に対応する普通名称に変容させ又は普通名称化を許容した場合は、当該商標の登録は取り消される。

第 262 条

登録商標の所有者は、いつでも、当該登録の取消を求めることができる。本庁は、申請書に付された署名について公証を要求することができる。

第 263 条

商標登録の無効、失効又は取消の処分は、連邦が利害関係を有する場合に、当事者又は連邦検察庁による請求時に、本庁によって職権で行われる。無効審決は、登録の効力をその付与の日まで、遡及的に破棄する。

失効の処分は、それぞれの処分が法的強制力を有するようになると、登録の効力を破棄する。本法第 260 条(1)及び(3)にいう失効は、本庁による行政処分を必要としない。

第5章 原産地名称と地理的表示

第1節 一般規定

第264条

原産地名称とは、製品の品質、特徴又は名声が排他的又は本質的に原材料の原産地、生産プロセス、また、製品に影響を及ぼす自然的及び文化的要因に基因する限り、原産地とする地理上の地域に関連する製品であると理解される。

原産地名称の保護認可が下されると、その原産地名称は、特定のメキシコ公式規格を有するものとなる。

第265条

地理的表示とは、以下の認識であると理解される。

- (1) 商品はその商品に由来するものとして指定するのに相応しい地理的範囲
- (2) 商品はその商品に由来するものとして識別する表示
- (3) 商品の名称と地理的範囲との組み合わせ。

ただし、当該商品の特定の品質、世評又はその他の特徴が、原材料、製造方法又は自然的及び文化的要因の何れかについて、地理的起源に起因する場合に限る。

第266条

地理的範囲とは、行政区分、地形学又は地理座標によって区切られた領域、地方又は場所であると理解される。

第267条

本法が原産地名称及び地理的表示に与える保護は、この目的のために本庁によって下された認可から始まる。

第268条

原産地名称及び保護された地理的表示は、国家資産であり、本庁によって発せられた認可を通じてのみ使用することができる。

原産地名称及び保護された地理的表示の保護及び防御の行為を履行することは本庁が担当する。その権限は、本法の規則に規定され、第三者に委任することができる。

第269条

原産地名称及び地理的表示に対する保護認可の有効性は、その有効性を生じた条件の存在によって判断される。

第270条

商品の普通名称又は一般名称は、原産地名称又は地理的表示の要素として含まれ得る。前項の規定に拘らず、普通名称又は一般名称を使用することは、あらゆる場合において、自由であるとみなされる。

第 271 条

以下は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない。

- (1) 同一又は混同する程度に類似する商品に適用される、保護されている原産地名称若しくは地理的表示又は保護認可のための出願が先に提出されている係属中の原産地名称若しくは地理的表示と、同一若しくは混同する程度に類似する名称。ただし、本庁が、それらの名称の共存を許容する認可を下していない場合に限る。
- (2) 保護が求められている商品の技術的、一般的又は普通に使用されている名称及び日常語又は業務慣行において通常の又は一般的な要素となった用語
- (3) 特徴を全体として考慮すると、保護を求める商品についての説明となっている用語。これらの用語は、取引において、商品の種類、品質、数量、構成、用途又は価格を識別するために役立つ説明的又は表示的な言葉を含む。
- (4) 商標又は広告スローガンの登録のために先に提出された係属中の登録出願；又は同一若しくは類似の商品若しくは役務に指定されている登録され、現時点で有効な商標若しくは広告スローガンと同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称。
- (5) 商号の公示のために先に提出された係属中の出願；又は同一若しくは類似の事業系統に適用され公示され、現時点で有効な商号と同一若しくは混同を生じるほどに類似している名称
- (6) 保護できない原産地名称又は地理的表示の翻字若しくは音訳、及び
- (7) 保護されている植物品種若しくは動物品種の名称からなる名称又は当該品種の名称を含む名称。

本条(4)及び(5)の適用上、本法第 237 条に記載されている登録又は公告を含む。

第 272 条

本章に言及されている公告に加えて、本庁によって付与された宣言及び認可は、原産地名称又は地理的表示に関連して付与された権利の効力を終了する措置とともに、公報に公告される。

第 2 節 保護認可の手続

第 273 条

原産地名称又は地理的表示の保護認可は、職権で、又は次の者による請求に応じて行われる。

- (1) 保護されるべき商品の抽出、生産又は仕上に直接的に従事している個人又は団体
- (2) 保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の会議所若しくは組織
- (3) 連邦政府の機関又は出先機関
- (4) 保護されるべき商品を抽出、生産又は仕上が行なわれる領土又は地理上の地域における連邦の州政府、又は
- (5) 連邦議会下院。ただし、提案が出席者の 3 分の 2 以上によって承認された場合に限る。

第 274 条

原産地名称に関する保護認可のための出願は、以下の情報と文書を添付して、本庁に提出しなければならない。

- (1) 出願人の名称、住所及び電子メール
- (2) 第 273 条に言及されている、出願人の地位、法的性質及び当該出願人が従事している活動
- (3) 原産地名称
- (4) 公立又は民間の機関又は協会によって発せられた、以下を含む技術的研究
 - (a) 特徴、構成要素、抽出様式、生産又は製造の工程、容器、梱包及び事業含む、保護されるべき 1 又は複数の商品に関する詳細な説明
 - (b) 保護されるべき商品の抽出、製造又は仕上が行われている場所及び地理的範囲の区分
 - (c) 原産地名称、商品、地理的範囲及び自然的又は人的要因の間の関係に関する詳細な識別
 - (d) 商品が、その抽出、生産、仕上、容器、梱包、包装及び商品化のために適合しなければならない特徴並びに詳細を設定する基準、及び
 - (e) 商品が、その抽出、生産、仕上、容器、梱包、包装及び商品化のために従うことを条件としなければならないメキシコ公式規格
- (5) 所要な手数料の納付証明書。及び
- (6) 出願人が必要又は関連するとみなすその他の情報。

第 275 条

地理的表示に関する保護認可のための出願は、以下の情報と文書を添付して、本庁に提出しなければならない。

- (1) 出願人の名称、住所及び電子メール
- (2) 第 273 条に言及されている、出願人の地位、法的性質及び当該出願人が従事している活動
- (3) 地理的表示の名称

- (4) 公立又は民間の機関又は協会によって発せられた、以下を含む技術的研究
- (a) 特徴、構成要素、抽出様式、生産又は製造の工程、容器、梱包及び事業含む、保護されるべき1又は複数の商品に関する詳細な説明
 - (b) 保護されるべき商品の抽出、製造又は仕上が行われた場所及び地理的範囲の区分
 - (c) 地理的表示、商品、地理的範囲及び自然的又は人的要因の間の関係に関する詳細な識別
- (5) 商品が、その抽出、生産又は仕上、容器、梱包又は包装及び商品化のために適合しなければならない特徴並びに詳細を設定する基準
- (6) 使用規則の遵守を証明する責任のある事業体の提案
- (7) 所要な手数料の納付証明書、及び
- (8) 出願人が必要又は関連するとみなすその他の情報。

第 276 条

第 275 条(5)にいう規則は、次に掲げるものを含まなければならない。

- (1) とりわけ、原材料の出所、生産条件、その変換手順、その物理的、化学的、毒性的、細菌学的又は利用上の特徴、その組成若しくはラベル付けなどの商品の特定の品質又は特徴を定義している技術的明細
- (2) 前項に表示される特定の品質又は特徴を点検するための手順
- (3) それらの遵守に関連した管理の様式及び周期性
- (4) 証明された生産者による不遵守に関する制裁枠組
- (5) 商品に適用可能な国内又は国際的な技術的指針、及び
- (6) 証明の責任を負う者が妥当とみなすその他のもの

規則に対する如何なる変更も、第三者に対して有効となるためには、本庁に登録されなければならない。

第 277 条

使用規則に対する遵守を証明する責任を引き受けることに関心のある法人は、実施されるべき証明活動に関連して、技術的な自律性と公平性を立証することに加えて、自身の法的能力及び資産を有していなければならない。

この目的のために、申請は、次のものを添付して、本庁へ提出されなければならない。

- (1) 定款
- (2) 地理的表示に関連する生産者との利益相反を有さない旨の真実を告げる宣誓に基づく宣言
- (3) 証明を実施するのに十分な経験並びに財政的、資材面及び人的資源が存在する証拠
- (4) 対応する手数料の納付証明、及び
- (5) 本法に対する規則に示されたその他の要件

第 278 条

出願が提出されると、本庁は、最大6月までに提示された情報及び書類を審査する。

提出された書類が法的要件を満たしておらず、出願の要素の何れかの理解及び解析によって不十分である場合、若しくは指定された原産地名称又は地理的表示が第 271 条に言及されている拒絶理由の何れかに該当する場合には、出願人は、必要な明確化又は追加をなすことが要求され、かつ、その目的のために 2 月の期間が与えられる。

第 279 条

出願人は、前条に言及されている要求に応じるために、請求及び期間に応じた所要の手数料の納付証明書の確認を行う必要なしに、2 月の追加期間を有することができる。

追加期間は、前条に記載した 2 月の期間の満了の翌日から算定される。

出願人が最初の期間又は本条に言及されている追加期間内に自身に送達された要求に応じない場合若しくは出願人が所要な手数料の納付証明書を提出しない場合、出願は放棄されたとみなす。

本庁は、本章の条件に基づく宣言の処理が妥当であるとみなす場合には、職権で、当該処理の措置を続行することができる。

第 280 条

出願人は、出願の内容から、請求されるものと合致していないと思われる場合、原産地名称に関する出願を地理的表示に関する出願及びその逆を含めて出願を変更することができる。

出願人は、そのような出願の変更を、当該出願の提出日から 2 月以内、又は本庁が出願人に対して変更をなすことを要求した日から延期不可能な 2 月までの期間内のみになすことができる。

この場合、出願日は出願の変更が請求された日とされる。

出願人が本庁によって許可された期間内に、出願を変更しない場合、その出願は放棄されたとみなす。

第 281 条

提出された書類が法的要件を満たす場合には、本庁は、以下を官報に公告する。

- (1) 出願人の名称
- (2) 原産地名称又は地理的表示の識別
- (3) 保護の対象となる商品についての説明
- (4) 保護されるべき商品の抽出及び生産又は仕上が行われた場所、地理的範囲の範囲、及び
- (5) 宣言のための出願包袋が公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所

第 282 条

保護認可に関する出願に対して異議申立を提出し、かつ、本法の第 271 条及び第 274 条の規定の遵守に係る意見又は異論を申し立てるために、利害関係を明確にした第三者に対して、本庁は官報の公告日から 2 月までの延期不可能な期間を付与する。

当該異議申立は、所要な手数料の納付証明書とともに、関連証拠を添付して、書面で提

出されなければならない。

第 283 条

本庁は、出願人に対して、受理された異議を通知し、通知された異議の申立、意見又は異論に関して自身の権利が適切であることを表明するため、かつ、該当する場合には、証拠を提出するために、通知が発行した日から 2 月までの延期不可の期間を付与する。

第 284 条

本章の適用上、文書に含まれていない告白又は証言並びに法律及び道徳に反する証拠を除いて、あらゆる種類の証拠が認められる。

本庁は、認可を下す前の如何なる時点でも、適切と考える調査を実行し、かつ、必要と考える諸要素を収集することができる。

第 285 条

本庁は、以下の場合には、原産地名称又は地理的表示の保護認可に係る出願手続を中断する。

(1) 出願が第 271 条の(4)及び(5)に言及されている拒絶理由の何れかに該当し、かつ、登録商標に関する無効、終了若しくは取消又は公示された商号の効力の停止の行政処分に関して申請が提出された場合。中断は、職権により又は保護認可の手続における何れかの当事者による請求により行われる、及び

(2) 管轄機関又は行政機関の指令による場合。

第 286 条

本法第 283 条に言及されている期間が終了すると、続いて、背景の解析、検討の実施及び証拠の提出が行われ、かつ、認可を下す前に、該当する場合には、本庁によって斟酌されることになる書面による意見を 10 日以内に提出できるように、出願人及び異議申立を提出した者が利用できるようにしなければならない。この期間が満了すると、対応する認可が発行され、関与する当事者は、当該認可について通知される。

第 287 条

本庁は、請求された原産地名称又は地理的表示の保護を付与することを拒絶する場合、出願人に対して及び必要に応じて異議申立人に対して、当該拒絶査定の法的根拠及び理由を通知する。

第 288 条

第 286 条に言及されている認可が、請求された原産地名称又は地理的表示の保護を付与する場合、本庁は、官報での保護認可の公告を命じる。

認可は、以下についての詳細を提供し、保護される原産地名称又は地理的表示の諸要素を明確に設定する。

(1) それらの特徴、構成要素、抽出様式、生産又は仕上の工程、容器、包装、梱包及び商品化を含む、保護される商品又は完成品に係る記述

- (2) 商品の抽出、生産、仕上、容器、梱包、包装のために適合しなければならない基準及び、必要な場合は、メキシコ公式規格、及び
- (3) 保護された領域又は地理上の地域の区分。

第 289 条

地理的表示の場合、保護認可が公報に掲載されると、本庁は、本法第 275 条(5)で言及されている規則の遵守を証明する責任を負う事業体を認定する。

第 290 条

認可申請は、第 277 条にいう要件を遵守しなければならない。本庁は、利害関係者に対して、機会を 1 回与えて、2 月の期間内に不足文書の提出を要求することができる。要件が期間内に満たされない場合には、申請は完全に棄却される。当該申請が要件を満たす場合、本庁は、使用規則に対する遵守を証明する責任を負う事業体に対して認可証を発行し、かつ、当該認可を公報に公示する。本庁は、認可された管理者の登録簿を有し、これは公開される。

第 291 条

証明の責任を負う者は、商品が本法第 275 条(5)にいう規則に定められている条件を満たす者へ証明書を発行しなければならない。

第 292 条

使用規則に対する遵守を証明する責任を負う認定者は、次の責務を有する。

- (1) 使用規則を遵守する生産者に対して、証明書を付与すること
- (2) 保護された地理的表示に関連する商品の生産又は商品化への関与を差し控えること、及び
- (3) 証明書を公平に付与すること

第 293 条

使用規則に対する遵守を証明する責任を負う者の認定は、次の場合に、取り消される。

- (1) 保護された地理的表示に関連する商品が従うことを条件とされた使用規則の遵守について管理を行わないか又は管理を正当に行えない場合
- (2) 保護された地理的表示に関連する商品の生産又は販売に関与する場合
- (3) 使用規則に違反して証明書を付与する場合
- (4) 使用規則に遵守していることを立証する者による使用規則に対する遵守の証明を拒絶する場合、又は
- (5) 地理的表示が、本法第 269 条の観点から効力なく表示される場合

第 294 条

本庁は、第 292 条にいう責務の遵守を履行しない認定された責任当事者を、次をもって制裁する。

- (1) 書面による 1 回の警告であって、責任当事者が自身の責務の違反を繰り返す場合に

認定が取り消されると警告するもの、及び

(2) 認定の取消

第 295 条

認可が取り消される場合、本庁は、新たな者が認可されるまで、保護された地理的表示の認可の効力を中断する。

第 296 条

国内の原産地名称又は地理的表示に関して、本法に基づいて保護されるように外国で承認を得るために、本庁は、直接的な措置又は所管機関を通じての何れかにより、国際条約、該当する国における貿易協定又は法規に従って、必要な手配を行う。

第 297 条

原産地名称又は地理的表示の保護認可の条件は、職権又は利害関係者による請求の何れかで、本章に設定されている手続に従って、何時でも変更することができる。

請求が利害関係者によって提出される場合、その請求は、本法の第 274 条又は必要に応じて第 275 条の要件とされているものを含み、かつ、請求される変更の詳細な説明及びそれらの変更の根拠となる理由を提供しなければならない。本庁は、本章の規定に従って、適切な認可を行う。

第3節 使用認可

第298条

原産地名称又は地理的表示を使用は、本庁に出願し、かつ、以下の要件を満たす自然人又は法人に認可される。

- (1) 真実を告げる宣誓の下、自然人又は法人が、宣言によって保護される商品の抽出及び生産又は仕上に直接的に関与していること宣言すること。
- (2) 真実を告げる宣誓の下、自然人又は法人が、宣言において特定された地理上の範囲内で、保護される商品の抽出及び生産又は仕上を行うことに直接的に関与していること宣言すること。
- (3) 保護される原産地名称の場合、対応するメキシコ公式規格に適合していることを証明する文書を提出すること。
- (4) 保護される地理的表示の場合、確立された使用規則に適合していることを証明する文書を提出すること。
- (5) 必要な場合、宣言に示す他の要件に準拠すること。

第299条

原産地名称又は地理的表示に関して使用認可を得るための申請は情報を含み、本法に基づく規則に定められた書類が添付されなければならない。

第300条

申請が本庁によって受理され、かつ、所要な手数料が納付されると、提供された情報及び書類が審査され、法的要件を満たす場合には、申請は認可される。

提出された書類が要件を満たしていない場合又は不十分である場合には、申請人は、必要な明確化又は追加をなすことが要求され、かつ、当該目的のために延期不可の2月の期間が付与される。

申請人が所定の期間内に要件を遵守しない場合には、申請は放棄されたとみなす。

第301条

原産地名称又は地理的表示の使用認可の効力は、本庁への申請の提出日から10年間有効に保たれ、かつ、同一の存続期間を更新することができる。

更新は、存続期間終了前の6月内に所有者によって申請されなければならない。しかしながら、本庁は、認可の存続期限の終了後6月内に提出された申請を依然として処理する。更新のための申請が提出されずにその期間が満了すると、認可は失効する。

第302条

認可された使用者は、保護された原産地名称又は地理的表示を対応する宣言にみられるとおりに使用しなければならず、かつ、「保護された原産地名称(Denominación de Origen Protegida)」,「保護された地理的表示(Indicación Geográfica Protegida)」又は適切な場合には、それらのスペイン語頭文字である「D. O. P.」及び「I. G. P.」を使用する義務がある。

第 303 条

原産地名称又は地理的表示は、広告、商業的書類、容器、梱包若しくは包装又はそれが適用される商品自体又は商業的目的のための他の方法において使用することができる。

第 304 条

「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」、「において生産される」、「において製造される」のような表現を含め、需要者に対して混同を来し若しくは不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴う場合などの保護された原産地名称又は地理的表示の違法な使用は、処罰される。

第 305 条

保護された原産地名称又は地理的表示を識別する商品が、何らかの手段によって、保護された名称若しくは表示を組み入れ、適用し、再現し若しくは記録している場合、当該商品が輸出のためのものである場合、当該商品が商業的な使用及び慣行に合致する分量並びに仕様で取引の場に置かれている場合、又は、当該商品が国内の市場で入手できる場合、原産地名称若しくは地理的表示は使用されていると理解される。

第 306 条

保護された原産地名称又は地理的表示が、宣言又は本法によって設定された仕様で使用されていない場合には、本庁は、使用認可を取り消す。

第 307 条

保護された原産地名称又は地理的表示を使用する権利は、一般法規の条件に基づいて、認可された使用者によって移転することができる。この移転は、新たな使用者が当該原産地名称又は地理的表示を使用する権利を得るために本法によって定められた条件及び要件を満たすことの確認後、第三者からの損害に対し対抗するために、本庁へ登録されなければならない。移転は、その登録日から効力が発生する。

第 308 条

保護された原産地名称又は地理的表示の認可された使用者は、自身の商標を伴って商品を配給又は販売を行う者のみに対して、契約を通じて、使用を許可することができる。契約は、その登録日から第三者からの損害に対し対抗するために、本庁へ登録されなければならない。

その契約は、配給業者又は市販業者に対して、第 298 条の(3)、(4)及び(5)に記載された要件並びに本法の規則に定められた要件を遵守するための義務を設定する条項を含まなければならない。配給業者又は市販業者がこの義務を遵守しない場合、登録は取り消される。

第 309 条

本庁によって認可された使用者は、本庁に対して、本法の規則に定められた条件に基づいて、居所に対する適用可能な変更に加えて、名称、姓名若しくは事業名称又は法的枠組についての変更を登録しなければならない。

第 4 節 使用認可の効力停止

第 310 条

第 269 条に規定されている場合、原産地名称又は地理的表示の保護認可は、本章第 2 節に定められた手続をもって、別の認可が本庁によってなされ、官報に公告された時点で、その効力が停止される。

第 311 条

保護された原産地名称又は地理的表示を使用することの認可は、それが以下の内容で付与される場合には、無効となる。

- (1) 本法の規定に違反していること、又は
- (2) 虚偽情報又は書類に基づくこと。

第 312 条

保護された原産地名称又は地理的表示を使用することの認可は、認可された使用者が次の場合には取り消される。

- (1) 保護認可又は本法に定められたものとは相違する仕様で、当該原産地名称又は地理的表示を使用している場合、
- (2) 第 302 条に記載の用語又は頭文字を適用していない場合、
- (3) 保護された原産地名称について、該当するメキシコの公式基準への準拠を証明しない場合、又は
- (4) 保護された地理的表示について、使用規則への準拠を証明していない場合。

第 313 条

保護認可は、以下の場合に失効する。

- (1) 本庁の見解で正当な不使用の理由が存在するときを除いて、終了の行政処分を求める申請直前の 3 年間連続して使用されていなかった場合、又は
- (2) 存続期間が満了した場合。

第 314 条

無効、取消及び終了の行政処分は、本庁により職権又は当事者若しくは連邦検察庁による請求でなされる。

前条の(2)に言及されている存続期間満了は、本庁に対して、行政処分をなすことを必要としない。

第5節 外国で保護されている原産地名称及び地理的表示の承認

第315条

本庁は、国際条約の条件に基づき、かつ、本章の規定に従って、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示を承認する。

第316条

本庁は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示を、その目的で作成された登録簿に登録する。登録の所有者は、登録出願を提出し、かつ、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 出願人の名称、国籍、住所及び電子メールを表示すること
- (2) 原産国の適用可能な法令に従って又は国際条約に従って、原産地名称又は地理的表示に対して保護を付与する書類を提出すること
- (3) 保護されている商品並びにその抽出及び生産若しくは仕上を行う領土又は地理上の範囲を表示すること
- (4) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻字又は現代の国際的なローマ字への音訳を表示すること
- (5) 出願に、所要な手数料の納付証明書を添付すること、及び
- (6) 本法の規則によって定められたその他の要件。

第317条

本法第271条に記載されている拒絶理由の何れかに該当する名称又は表示は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の登録簿へ登録されない。

第318条

出願が受理されると、本庁は、出願が第316条に規定される要件を満たすか否かについて検証するために、当該出願を審査する。

出願又は提示された書類が法律若しくは規則の要件を満たしていない場合又は何らかの拒絶理由が存在する場合には、本庁は、出願人に対して書面で通知し、発生した誤記又は脱落を補正し、かつ、自身の権利に適切な如何なる陳述をなすための2月の期間及び本法の第279条に定められている適用可能な追加期間を付与する。

利害関係のある当事者が最初の期間又は追加期間内に応答しない場合には、当該当事者の出願は放棄されたとみなす。

第319条

提出された書類が法的要件を満たす場合には、本庁は、以下を官報に公告する。

- (1) 出願人の名称及び国籍、
- (2) 原産国における保護を証明する書類に従った、原産地名称又は地理的表示、保護されている商品並びにその抽出及び生産又は仕上を行った領土又は地理上の地域、
- (3) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻字又は現代の国際的なローマ字への音訳、及び

(4) 宣言に関する出願包袋が、公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所。

第 320 条

本庁は、正当な利害関係を有する第三者に対して、承認に関する出願に対して異議申立を提出し、かつ、本法の第 271 条及び第 316 条の規定の遵守に関する意見又は異論をなすための、公報における公告日から 2 月までの延期不可能な期間を付与する。

当該異議申立は、所要な手数料の納付確認書とともに、関連証拠を添付して、書面で提出されなければならない。

第 321 条

本庁は、出願人に対して、受理された異議を通知し、出願人に対して、提示された異議申立、意見又は異論に関して自身の権利が適切なことを表明するため、かつ、該当する場合には、証拠を提出するため、通知の発行日から 2 月までの延期不可能な期間を付与する。

第 322 条

本法の第 284 条、第 285 条及び第 286 条に定められた規定は、本章に規定された認可に係る登録処理に適用可能である。

第 323 条

本庁は、登録を拒絶する場合、出願人に対して及び該当する場合には異議申立人に対して、当該拒絶査定の法的な根拠及び理由を述べて、書面で通知する。

第 324 条

承認が有利である場合、本庁は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認を登録し、かつ、以下の内容について官報への公告を命じる。

- (1) 登録の所有者の名称、国籍及び住所
- (2) 原産国における保護を証明する書類に従った原産地名称又は地理的表示；保護されている商品；商品の抽出、生産又は仕上が行われた領土又は地理上の範囲
- (3) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻字又は現代の国際的なローマ字への音訳。

第 325 条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示に係る承認登録の所有者は、当該登録の権利を保護するための法的措置を講じる権限を有する。

第 326 条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認は、商品が所有者によって又は当該所有者がライセンス被許諾者によって、合法的に市場へ導入された後に当該名称又は表示が適用されている商品を商取引し、配給し、獲得し又は使用する者に対して如何

なる効力も生じない。

本件は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示によって保護の対象とされている適法な商品について、如何なる者によるメキシコ国内での使用，配給又は市販のためになされる輸入を含む。

本条に規定する行為は何れも，本法の意味での行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第 327 条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認登録は，以下の理由によりその効力を失う。

(1) 次の状況の何れかにおける無効

(a) 当該登録が，本法の規定に違反して付与された場合，又は

(b) 当該登録が，虚偽情報及び書類に基づいて付与された場合。

(2) 第 316 条(2)に記載されている書類が，原産国において，その効力を失った場合の取消

登録の無効又は取消の処分は，連邦が利害関係を有する場合，当事者又は連邦検察庁による請求により，本庁によって，職権で行政的になされる。

第6章 行政処分の手続

第1節 一般規定

第328条

本法に基づく無効，消滅，取消及び侵害に関する行政処分手続の申立は，本章に規定される手続及び本法に定める方法に従って審査され解決される。

第329条

本庁による行政処分手続は，職権により，又は，それについての法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者であれば何人でも請求によって開始することができる。必要な場合には，何人でも，本庁に対し，職権による行政処分手続を開始するに足る情報を提出することができる。

第330条

行政処分手続の申立には，次の事項を記載しなければならない。

- (1) 申立人及びその代理人(任命されている場合)の名称
- (2) 通知を受領する住所及び電子メールアドレス
- (3) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所
- (4) 明確かつ正確な用語で表現された申立の対象
- (5) 事実の説明
- (6) 必要に応じて，提供された証拠，及び
- (7) 申立の法的根拠

第331条

行政処分手続の申立には，申立の証拠となる申立書とその証拠を原本又は認証された複写を提出し，対応する証拠を提出しなければならない。証拠の事後提出は，当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。申立人はまた，相手方当事者に渡すために，申立書及び添付書類の単純な複写を提出しなければならない。

本庁の保管室にある書類を証拠とする場合は，申立人は，自己負担で対応する認証謄本の発行又は該当する場合には照合を要求することができる。更に，見つかった書類について，相手方当事者に転送するために単純な複写を要求することができる。

第332条

申立人が本法第330条及び第331条に規定する要件を遵守しない場合又は身分を証明する文書を省略した場合，本庁は，8日以内に，要件の補正又は発生した省略の訂正を申立人に1回に限り，要求するものとする。

付与された期間内に要件が満たされない場合，本庁は申立を却下する。

第 333 条

行政処分手続においては、書類に含まれていない証言又は告白及び法律又は道徳に反する証拠を除いて、あらゆる種類の証拠が認められる。

前項の規定を害することなく、本法の適用上、証拠に基づく事実に関連するならば、所有者又はその授権者が発行又は作成した請求書及び棚卸表にも証拠価値が認められる。

第 334 条

本法によって保護される権利の 1 又は複数の侵害を構成する蓋然性ある事実の証明のために又は行政処分手続において、本庁は必要とみなす証拠を利用することができる。

関係する権利所有者又は被疑侵害者が、自己の主張を支える証拠で自己が正当に利用することができる十分なものを提出し、自己の主張を実証する関連証拠で相手方当事者の支配下にあるものを指定した場合は、本庁は、当該証拠を支配している者に対して、必要なら秘密情報保護を保証する条件の下に、その証拠を提出するよう命じることができる。

関係する権利所有者若しくは被疑侵害者が証拠を利用させることを拒絶又は自己の支配下にある関連証拠を合理的期間内に提出しない場合又は当該手続進行を著しく阻害する場合、本庁は、証拠の利用拒絶によって不利益を受ける者の行った証言を含め提出された証拠に基づいて、関係当事者の有利及び不利を問わず、予備的処分及び終局的処分を下すことができる。ただし、関係当事者に対し、陳述及び提出証拠に関して聴聞の機会を与えなければならない。

第 335 条

特許の対象が物の製造方法である場合は、被疑侵害者は、次の場合には、侵害についての行政処分手続においてその物が特許された方法とは異なる方法で製造されていることを証明しなければならない。

- (1) 特許された方法によって得られた物が新規である場合、及び
- (2) 当該物が特許された方法を使用して製造された高い蓋然性はあるが、特許の所有者が、その試みにも拘らず、現実に使用された方法を証明することができなかった場合

第 336 条

行政処分手続の申立が認められると、本庁は、添付書類とともに当該申立の単純な写しを、関係する所有者又は被疑侵害者へ送付し、それらの者は、次の期間内に、自身の権利に従って妥当なものを明示し、対応する証拠を提出することができる。

- (1) 無効、失効又は取消の行政処分手続の申立である場合には 1 月、又は
- (2) 査察に値しない、又は、該当する場合には第 360 条 (9) の規定に従う侵害の行政処分手続の申立である場合には、10 就業日、

通知は、行政処分手続の申立人によって指定された宛先に行われる。当該宛先へ行うことが不可能であった場合には、本法第 369 条に定められた規定を実施する。

第 337 条

行政処分手続においては、過去の処分及び特別処分が下された事項は処分されず、適切な処分が発せられたときに解決するものとする。

第 338 条

本庁が職権で行政処分手続を開始する場合、関係する所有者又は該当する場合には被疑侵害者への通知は、本章第 3 節に従って行われる。

第 339 条

関係する所有者又は該当する場合は被疑侵害者が陳述を行う書面には、次の事項を記載する必要がある。

- (1) 関係する所有者又は被疑侵害者の名称及びその代理人(存在する場合)の名称
- (2) 通知を受信する住所及び電子メールアドレス
- (3) 必要に応じて、処分に対する異議及び答弁
- (4) 行政処分に対する申立各項目についての異議理由及び反駁
- (5) 必要に応じて、提供された証拠、及び
- (6) 法的根拠

上記書面及び証拠の提出には、第 331 条の規定が準用される。

第 340 条

関係する所有者又は、該当する場合は、被疑侵害者が、証拠の全部又は一部が外国に存在するために当該証拠を所定期限内に提出することができない場合は、その提出のために 15 日の追加期間が認められる。ただし、その旨の陳述を書面にて申し出ることを条件とする。

第 341 条

処分の発行に先立って、本庁は、包袋内における措置を当事者らに閲覧可能となし、当該当事者らは、10 日の期間内に意見を策定することができる。意見が提出された場合、発せられる処分において考慮される。

第 342 条

関係する所有者又は被疑侵害者が自身の申立を提出又は該当する場合には申立が示された場合、関連する前例及び必要とする証拠を検討した後に、適切な行政処分が下される。

侵害の行政処分手続の場合、同じ処分において、該当する場合には制裁が課せられる。最終処分は、包袋において指定された宛先又は該当する場合には本法第 369 条の条件により公告によって、利害関係者へ通知される。

第 343 条

本法第 397 条にいう事例では、本庁は、当事者によって提供された諸要素を考慮しつつ、侵害者に対して、関係する所有者に生じた損害を支払うことを命ずることができ

る。この目的上、処分は次のことを明示的に記述しなければならない。

- (1) 侵害行為と関係する所有者に生じた被害との間の因果関係、及び
- (2) 生じた損害又は被害の判断

第 344 条

本法によって保護される権利の侵害についての行政処分手続においては、本庁は以下の措置をとることができる。

- (1) 本法によって保護される権利を侵害する商品を市場から回収することを命じ又はそれを防止すること
- (2) 次のものを市場から回収するよう命じること
 - (a) 違法に製造又は使用されているもの
 - (b) 本法によって保護される権利を侵害する商品、包装材、容器、梱包材、文書類、宣伝材料その他類似のもの
 - (c) 本法によって保護される権利を侵害する広告、標章、ラベル、文房具その他類似のもの、及び
 - (d) 上記(a)、(b)及び(c)に列挙したものの製造、仕上若しくは作成に使用された又はそれらへの使用を意図する道具若しくは機器
- (3) 本法によって保護される権利を侵害する商品の商業化又は使用を直ちに禁止すること
- (4) 資産押収命令。この場合においては、第 362 条から第 365 条までの規定が準用される。
- (5) 被疑侵害者又は第三者に対して、本法違反を構成する行為を中止又は終了するよう命じること
- (6) 輸入、輸出、輸送又は該当する場合には税関体制に係る商品であって、本法の規定の違反を構成するものの自由な移動を中断することを、関税事項に適用される法的規制に従って、命ずること
- (7) 被疑侵害者又は第三者に対して、既知又は既知とされる何らかの仮想的、デジタル式又は電子的手段を通じて、本法の違反を構成する内容を中断、遮断若しくは削除又は行為を停止することを命ずること、及び
- (8) 上記各号に定める手段が本法の保護する権利の侵害を阻止又は回避するのに十分でない場合は、営業停止又は施設の閉鎖を命じること

商品又は役務が既に市場に提供されている場合は、取引業者又は役務提供者は、処分の通知を受けた日から商品の取引及び役務の提供を中止する義務を負う。生産者、製造者、輸入者及びその配給業者も同様の義務を負い、市場にある商品を直ちに回収しなければならない。

措置が課せられた個人又は団体が、命じられたことを遵守しない場合には、それらの者は、本法第 388 条(1)又は(3)に定める制裁を受ける。

本庁は、妥当とみなした場合には、職権で、本条に定める暫定措置を採用することができる。

第 345 条

本庁は、前条にいう措置の実行を判断するために、良好な法律の状況及び公序良俗規定の非違反と一般の利益が影響を受けないことの加重分析を実施しなければならない。また、本庁は、侵害行為の深刻さ及び請求された措置の性質の検討も行い、そのために、申立人に対して、次のことを要求する。

(1) 当該権利についての所有者であること及び次の前提の何れかを証明すること

(a) 権利侵害の存在

(b) 権利侵害の急迫性

(c) 修復不能の損害を被る可能性の存在、又は

(d) 証拠が破壊、隠匿、逸失又は改変されるという合理的な虞があること

ただし、産業財産権の侵害を意味しない行政上の違反の場合、権利の所有者であることの証明は要求されないものとする。

(2) 措置を請求された者に発生したものに対応するのに十分な保証証書又は担保金を与えること

本庁は、保証証書又は担保金の額を判断するために、申立における手続から生じた要素に加えて、申立人によって提供された諸要素を考慮する。

本庁は、措置の実行時に、最初に付与された保証証書が、当該措置を請求された者に発生した損害に対応するのに不十分であるとみなす場合には、申立人にその保証証書を拡大することを要求できる。

この要求は、暫定措置の賦課が本庁によって職権で採用される場合には、法的強制力を有さないものとする。

(3) 本法で保護されている権利の侵害が生じている又はどこかで生じている商品、役務、若しくは、物質的な施設又はデジタルプラットフォームを特定するのに必要な情報の提供

第 346 条

本法第 344 条にいう措置を課せられた者は、それを解除する目的で、これにより申立人に生じたものに対応する逆保証証書を提示することができる。

本庁は、措置を解除すべきか否かを判断するために、良好な法律の状況と当事者らによって提供された諸要素とを考慮して、措置を課せられた者が被る影響が、措置を請求する者に生じ得る影響よりも大きいかなんかを分析し、公序良俗又は一般の利益に影響を及ぼさないことを検討しなければならない。

第 347 条

本法第 345 条及び第 346 条にいう保証証書又は逆保証証書は手続が続行される期間中に効力を維持しなければならない。このことは、利害関係者によって認定されなければならない。さもなければ、措置は解除又は賦課となる。

第 348 条

本法第 344 条にいう措置の何れかが命じられた者は、10 日以内に当該措置に関して自己の有する意見を本庁に提出することができる。

本庁は、提出された上記の意見に照らして、命令した措置の条件を変更することができる。

第 349 条

第 344 条にいう暫定措置を請求する者は、次の何れかの場合には当該措置の相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

(1) 本案に関して下された最終処分において、当該措置を求めた当事者に権利侵害又は権利侵害の虞が存在しないと判定された場合、及び

(2) 暫定措置が請求されそのような措置が実施されたが、その措置から 20 日以内に侵害に関する行政処分手続の申立又は申立声明が所管官庁又は本庁に提起されない場合

第 350 条

侵害の行政処分手続が下される場合、本庁は、影響を受けた当事者に対して、提示された保証証書又は該当する場合には逆保証証書を利用可能としなければならない。

前記は、論争の本案上関係する所有者に対応する損害賠償とは無関係である。

第 351 条

本庁は、侵害に関する最終的な行政処分において、手続の過程で命じた措置の解除又は確定を行う。

第 352 条

本庁は、暫定措置を命じる場合は、それらが営業秘密を損なったり不正競争行為を実行する手段として利用されないよう注意しなければならない。

第 353 条

申立人は、暫定措置の申請に係わる書類を関係する手続を開始するため又は係属中の手続に關係する包袋中の当該書類を示すためにのみ使用することができ、それらを第三者に対して使用したり第三者に開示又は伝達してはならない。

第2節 査察

第354条

本法の規定及び本法に基づく他の規定が遵守されていることを検証するために、本庁は次の方法に従って査察及び監視を行う。

- (1) 報告及び情報提供の請求、及び
- (2) 査察

第355条

何人も、本法の規定及び本法に基づく他の規定の遵守に関連して、書面で報告及び情報を15日以内に、本庁に提供する義務を負う。

前項に示された義務を正当な理由なく遵守しなかった場合は、本法第388条(1)に基づいて制裁を受けるものとする。

第356条

査察は、本庁により授権された査察官のみが、その授権文書を特定及び明示して、就業日の就業時間中に実施する。本庁はまた、違反が行われるのを防ぐために、非就業日又は就業時間外に査察を行うことを授権することができる。この場合には、かかる授権は授権文書に表示される。

査察のために任命された査察官は、その業務の過程において、写真若しくはビデオ撮影をすること又は証拠として認められるとみなされるその他の手段で収集することができる。撮影された写真、ビデオ及び本条に照らして機器で集められたその他の証拠は、完全な証明力を伴う要素として、本庁が利用することができる。査察の申立人は、この目的のために必要な手段を提供することができる。

第357条

商品が製造され、保管され、配給され、販売され若しくは販売の申出をされるか又は役務が提供される施設の所有者若しくは管理者は、前条に規定された要件が満たされる場合には、査察を実施するために査察官が立ち入ることを許可する義務を有する。

前項にいう査察官の施設への立入りが拒絶される場合又は如何なる方法であっても査察の実施に反対する場合、当該状況は該当する議事録に記録され、対応する行政処分手続においてそれに起因する事実は真実であると推定され、かつ、本法第388条(1)又は(3)に定める制裁が課される。

第358条

査察は、対象商品自体又は対象役務提供の状況及び問題となっている活動の関係書類を査察する目的で、商品が製造、保管、出荷、配送若しくは販売され又は役務が提供される現場で実施される。現場は物理的な施設であるか、デジタルプラットフォームであるかを問わない。

第 359 条

査察訪問ごとに、査察対象者に指名された証人の立ち合いの下に又は査察対象者が指名しない場合には査察を実施する査察官に指名された二人の証人の立会いの下に、すべての査察の詳細な調書が作成される。

査察対象者又は証人が報告書に署名しなかった、その写しの受諾を拒絶した、又は報告書に署名する証人を提供しなかった場合、これらの事情は、報告書自体に組み込まれ、その有効性又は証明力には影響を与えない。

第 360 条

調書には、次の事項が記載される。

- (1) 査察が行われた年月日、時間
- (2) 査察が行われた場所の州、地域、街区及び地番
- (3) 査察令状の番号及び日付、これには査察係官の身分証明を含む
- (4) 手続を了解した者の名前及び地位
- (5) 査察対象者の指名による者、そうではない場合、査察官の指名による者の何れかの証人として立ち会った者の名前と住所
- (6) 査察対象者に与えられた、査察中に査察官に意見を述べる権利を行使する機会についての記載
- (7) 査察の行動項目に含まれていない場合も含めて、査察の過程で観察された事情又は事由を含む、査察に関する情報及び査察の過程における写真又はビデオ撮影の有無及びその他の証拠要素の収集の有無への言及。該当する場合、これらの要素は対応する記録を報告書に添付しなければならない。
- (8) 査察対象者が望む場合は、その者の陳述
- (9) 査察対象者に与えられた、その者が査察時に述べた意見を書面で確認しかつ調書作成について 10 日以内に追加的意見を提出する権利を行使する機会についての記載、及び
- (10) 査察官を含め査察に加わった者の名称及び署名。該当する場合は、査察対象者が署名を拒絶した旨の記載

第 361 条

査察対象者は、査察中に又は書面で意見を述べる場合に、調書に記載される事実に関する証拠を申し出ることができる。

第 362 条

手続中に、本法第 386 条若しくは第 402 条に定める何れかの行為又は事件の犯行が確実に立証される場合、査察係官は、予防的な方法で、当該違反行為又は侵害が行われたと想定される商品を確認し、押収資産の目録を作成して、その旨は検査報告書に記録される。侵害を構成する事件に関する場合には、本庁は、このことをその趣旨で発行された処分に記載する。

第 363 条

査察調書の写しが手続を了解した者に交付される。これは、検査対象者が調書への署名を拒絶した場合であっても同様であり、調書の効力はそのような拒絶によっては妨げられない。

第 364 条

本法第 362 条にいう押収は、次のものについて行うことができる。

(1) 装置、器具、機械、道具、設計図、仕様書、計画書、マニュアル、鋳型、型、印版及び一般に本法において違反、侵害とみなされる行為又は事実において使用されたその他の手段

(2) 帳簿、記録、書類、モデル、見本、証票、文房具、宣伝材料、請求書及び一般に証拠要素を含むと推測されるその他の材料、及び

(3) 本法によって保護される権利の侵害が生じた製品、商品及びその他の物品

第 365 条

前条にいう押収品において、押収品が固定されている場合、それが所在する施設の責任者又は所有者を保管者として指定できる。そうでない場合、押収品は申立人により指示された者又は施設に申立人の責任に基づき集約され、適切な場合、押収品は本庁に集約される。

押収品は常に本庁の処置下でなければならず、状況の変化は本庁へ通知されなければならない。

本庁が押収品を要求し、当該押収品が提供されない場合、保管者は、正当な理由を除き、対応する民事訴訟又は刑事訴訟に影響を及ぼさずに、本法第 388 条(1)に定める制裁を受けることとなる。

第 366 条

論争の本案に関する確定的な処分が、行政上の違反が行われたことを宣言する場合、本庁は、当事者らが押収品の行先に係る合意を明示できるように、当該当事者らへの聴聞から 15 日までの期間を与える。そして、提案を受領しないときには、本庁は次のことを命じることができる。

(1) 公共の利益が害されない場合には、連邦行政の機関及び団体、州、地方自治体、公共組織、慈善団体又は社会保障の機関及び団体への資産の寄付

(2) それらの賠償を伴わない廃棄。前記のことは、当事者らが手続処理中に押収資産の行先に関して到達する合意に影響を与えない。

第3節 通知

第367条

行政処分手続において、本庁によって発せられる通知、場所、要件、報告書又は書類を求める申請、最終の行政処分及びその他の行為は、次により実施できる。

- (1) 本庁の事務所において又はその目的のため包袋に示された宛先に、手続が実施されるべき対象の者に直接手渡しで；
- (2) 受領確認を伴う郵便又は配達サービスで；
- (3) 通信の電子的手段又はその他の手段を通じて。ただし、申請人がそれを明示的に認め、受領を確実に立証できる場合に限る；
- (4) 公示で(通知を受ける者の宛先が不明、その者が失踪、その者の宛先が取り消された又はその者が法定代理人を残さずに海外にいる場合)；
公示による通知に先立つ、無効、取消及び失効の行政処分の場合、申立人は、それぞれの特許、登録、公告又は認証ファイルにおいて関係する所有者によって示された宛先を余すところなく述べなければならない；及び
- (5) 公報を通じて。

第368条

次の場合、通知は直接手渡しで行う。

- (1) 関係する所有者又は被疑侵害者を召喚する場合、及び
- (2) 本庁が、緊急であるか又は何らかの理由で通知が直接手渡しでなければならないとみなし、そのことを明示的に命ずる場合

侵害の行政処分手続において、査察が実施された場合には、本法第360条(9)の規定により、手続が実施された対象の者への通知は法的に為されたとみなされる。

第369条

申立人が指定した場所か関連する包袋に記載されている場所であるかを問わず、住所の変更がありかつ新しい住所が不明なために前条にいう通知を行うことができない場合、通知は、公示による措置を求める者の負担において、一度限り官報及び1の主要全国新聞に公示することによって送達されるものとする。公示では当該行政処分手続の申立の抄録が開示され、かつ自己の利益となる陳述を行うべく、関係する所有者又は被疑侵害者に1月の期間が指定される。

第370条

公示による通知では、官報及び主要全国新聞の1つに最後に掲載された日付が通知日とされる。

第371条

個人的に行うべきではない通知の場合、官報による通知が優先される。

第4節 調停

第372条

侵害に関する行政処分手続において、本庁は、本節に定める規則に従って、常に関係人の利害の宥和に意を用いなければならない。

第373条

調停は、論争の本案に関する処分が発せられていない限り、如何なる手続段階においても、何れの当事者によっても請求することができる。

調停において、本庁は、本質的な問題について断言せず、採択された合意は当事者らの責任とする。

第374条

調停を申請する際、申請人は、和解の提案を条件提示しなければならない。さらに、申請人は、当該書面及びその付属書の単純な写しを相手方に転送するために、それらを提出しなければならない。

第375条

調停の申請が受理されると、本庁は、相手方が、5就業日以内に合意を交渉することの受容又は拒絶を表明することができるように、相手方に通知し、相手方が指定期間内に応答しない場合には、否定的な意味で応答したものとみなすことを警告する。

相手方が合意の交渉を開始することに同意する場合、相手方は、申請人の最初の提案を受け入れる、又は、該当する場合には対案を提出することができ、かつ、当該書面及びその付属書の単純な写しを相手の当事者に転送するために、それらを提出しなければならない。相手方からの応答は、調停を求める申請人に与えられる。

第376条

調停申請人の最初の提案が受理された場合、本庁は、当事者らに対して、5就業日以内に、それぞれの合意を正式な書面で提出することを要求する。

第377条

対案が提出された場合、本庁は、庁の施設における1回目の交渉会合に、当事者らを召喚する。

会合の詳細な議事録が作成され、会合の参加者らによって署名され、かつ、それぞれのファイルに組み込まれる。何れかの当事者の署名の欠落は、該当する議事録の有効性に影響を及ぼさない。

第378条

交渉会合は、次のことに従って開催される。

(1) 本庁は、論争の要約を提示し、かつ、当事者らに可能な解決策に到ることを命ずる

こと

- (2) 当事者らは、自身の提案の条件を述べること、及び
- (3) 本庁は、当事者間に交渉を促すこと

合意に到らず、かつ、一方の当事者がそのことを請求する場合には、交渉は終結する。合意に到った場合、その旨が議事録に記録され、かつ、当事者らは、5 就業日以内に、それぞれの合意を正式な書面で提出する。

第 379 条

当事者らが 1 回目の会合において自身の利益を調整するに到らず、かつ、共通合意の申請によって交渉を継続する場合、本庁は、2 回目で最終の会合を招集し、この場合、前条の条件で開催される。

第 380 条

何れかの当事者が、正当な理由なく、何れかの会合に出席しない場合、本法第 388 条 (1) の観点から、当該当事者は制裁を受ける。
さらに、両当事者が出席しない場合には、該当する会合の議事録には当該状況を記録し、かつ、調停は拒絶されたと理解される。

第 381 条

当事者らが、2 回目の交渉会合の開催に先立って合意に到った場合には、それぞれの合意を正式書面で本庁へ提出するか、又は、当該合意を 2 回目の会合の日に提示することができる。

第 382 条

侵害の行政処分手続に暫定措置が適用された場合には、それぞれの合意に加えて、当事者らの提案は、提示された保証及び該当する場合には押収品の行先を明示しなければならない。

第 383 条

当事者らが到った合意は、公序良俗、公衆衛生又は社会の一般的な利益に反してはならない。

第 384 条

調停及びその交渉は、侵害の行政処分手続の続行を中断してはならない。

第 385 条

調停から生じる合意は、侵害の行政処分手続に終止符を打ち、既判力の性格を有し、かつ、執行を伴うものとする。

第7章 違反、行政処分及び犯罪

第1節 違反及び違反処分

第386条

以下は行政上の違反である。

(1) 工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その行為が本法で規制する事項に関係し、かつ、不正競争を含むもの。

(2) 産業活動又は商業活動の実施において、公衆を混乱させ、誤解させ若しくは欺瞞させ又はそのように誘導する次の行為を、信じさせ又は根拠に基づかずに推測をさせるために行うこと。

(a) 当該事業所と第三者の事業所との間に関連又は提携が存在すること

(b) 商品が第三者から得た仕様書、ライセンス又は授權により製造されていること

(c) 提供される役務又は商品が第三者から得た授權、ライセンス又は仕様書によって提供又は販売されていること

(d) 商品の原産地に関して公衆を誤解させるような方法で、関係商品がその真の原産地とは異なる地域、範囲又は場所で得られていること

(3) 他人の商品若しくは役務、工業的若しくは商業的活動若しくはその事業所自体の信用を貶める目的を試み又はその結果を達成すること。これは、公衆に情報を提供する目的で商標によって保護された商品又は役務について比較を行うことは含まない。ただし、そのような比較が連邦消費者保護法に規定される意味において偏向的、虚偽又は誇張的でないことを条件とする。

(4) 特許を得ていない物を特許製品であるように装うこと。得られた特許が満了となり又は無効審決を受けた場合は、失効日又は該当する場合には無効審決の確定日から何れも1年が経過した後にこの違反は成立する。

(5) 特許、実用新案又は意匠の登録によって保護されている製造方法又は模倣品。ただし、その権利者の同意又は適切なライセンスを得る場合を除く。

(6) 特許発明を組み込んだ商品を、特許の所有者の同意又は適切なライセンスを得ることなく、販売を申し出ること、流通させること又は使用すること。

(7) 特許の製造方法を、特許の所有者の同意又は適切なライセンスを得ることなく実施すること。

(8) 特許の製造方法を実施した結果の物を、その方法が特許の所有者又は実施権者の同意を得ることなく実施されたことを知って、その物の販売又は流通を申し出ること。

(9) 登録によって保護された実用新案の対象となる物品を、実用新案の所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、販売の申出、流通又は使用すること。

(10) 意匠の所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、登録によって保護された意匠が組み込まれた物品を、販売の申出、流通又は使用すること。

(11) 意匠の所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、登録によって保護された意匠と有意な程度に異なる意匠又は特性の組み合わせが異なる意匠を使用すること。

(12) 保護回路配置の登録所有者の承諾を得ることなく、当該回路配置の全体又はその一部でそれ自身が独創的と考えられる部分を集積回路への組込その他の方法で複製すること。

(13) 次の何れかを、本法の規定に違反し、登録の所有者の承諾なしに商業目的の下に何らかの態様で輸入、販売又は供給すること。

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 違法に複製した保護回路配置を使用した集積回路を組み込んだ製品

(14) 工業、商業及びサービス業において不正競争を促すため、市場で競争上の優位性を獲得するため又は良好な実務と慣習に反する行為を実施するため、法的管理を履行する者又はそのことを許可された使用者の同意を得ずに、営業秘密とみなされる情報を不正に流用すること。

(15) 営業秘密を使用する商品又は役務を、製造、販売、販売のための申出、輸入、輸出又は保管すること。ただし、当該活動を実施する者が、法的管理を履行する者又はそのことを許可された実施権者の同意を得ず、かつ、工業、商業及びサービス業における不正競争を暗示して良好な実務と慣習に反する仕様で営業秘密が使用されていたことを知っているか又は知るための合理的な根拠を有する場合に限る。

(16) 商標登録によって保護されていないにも拘らず、保護されているかのような商品を販売、流通又は役務を提供すること。商標登録の存続期間の失効、無効審決又は取消審決がなされている場合は存続期間の満了日から1年後、また、適切な場合には対応する審決日から、発生する。

(17) 登録商標又はそれと混同する程度に類似する商標を、当該登録商標が指定する同一又は類似する商品又は役務において使用すること。

(18) 登録商標、それと混同する程度に類似する商標を、所有者の同意なく、商号、名称、会社名、ドメイン名の要素として、例えば、名称又は社会的理由が、当該商標で保護されている商品又は役務に事業所が関連しているかのように、使用すること。

(19) 本法第173条(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)及び(20)にいう名称、標識、標章、略称又は紋章を商標として使用すること。また、公序良俗に反するもの、法令に違反するものを商標として使用すること。

(20) 以前に登録された商標又はそれと混同させる程度に類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一又は類似する商品又は役務について、生産、輸入又は商品化活動する個人又は企業が、当該商標の所有者又はそれから授権されている者の書面による同意を得ることなく、自己の商号、名称、会社名、ドメイン名又はこれらの一部として使用すること。

(21) 登録商標を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、当該商標が指定する商品又は役務と同一又は類似するものに使用すること。

(22) 登録商標が付された商品で改造されたものの販売を申し出ること又は当該商品を流通させること。

(23) 登録商標を部分的又は全面的に改変、付替又は消去して、登録商標を付すべき商品の販売を申し出ること又は当該商品を流通させること。

(24) 本法により保護される他のものと同じ又は混同する程度に類似する商品又は役務を特定することを可能にする、そして、その使用を通じて保護を受ける権利者と無許諾の使用者との間に関連性が存在すると公衆に混乱、誤認又は欺瞞を生じさせ、又は誘導する、識別性のある表示及び影響を及ぼす画像要素の組み合わせを使用すること。

(25) 本法の第 245 条に定める情報を、相当期間が経過し、当該情報が要求されているにも拘らず、フランチャイズ被許諾者に提供しないこと。

(26) 登録された広告スローガン又はそれと混同する程度に類似する広告スローガンを、その対象となる商品、役務又は事業所と同じ又は類似するものとして宣伝する目的で、その所有者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること。

(27) 顧客に効果のある地理的範囲又は本法第 206 条に規定するメキシコ国内の任意の地域において、商号又はそれと混同する程度に類似する名称を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、同一又は類似する分野における工業、商業又はサービス業の事業所を保護するために使用すること。

(28) 顧客に効果のある地理的範囲又は本法第 206 条に規定するメキシコ国内の任意の地域において、以前に第三者が使用したものと同一又はそれと混同する程度に類似する商号を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、同一又は類似する分野における工業、商業又はサービス業の事業所を保護するために使用すること。

(29) 保護された原産地名称又は地理的表示を、対応する使用許可を得ることなく使用すること。

(30) 本庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示又は本庁によって承認されている外国の原産地名称若しくは地理的表示と、同一若しくは混同する程度に類似する名称若しくは表示を、同一若しくは類似の商品を保護するために使用すること。このことは、役務における名称又は表示の使用を含む。

(31) 本庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示又は本庁によって承認されている外国の原産地名称若しくは地理的表示と、同一若しくは混同する程度に類似する翻字若しくは音訳を、同一若しくは類似の商品を保護するために使用すること。このことは、役務における名称又は表示の使用を含む。

(32) 本庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示又は本庁によって承認されている外国の原産地名称若しくは地理的表示と、同一若しくは混同する程度に類似する商品を、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」、「において生産される」、「において製造される」及びその他の類似の文言などの、出所若しくは品質に関して消費者に混同を来す虞がある表示の型若しくは要素を用いて、製造、貯蔵、輸送、配給若しくは販売すること、及び

(33) 本法の規定の犯罪を構成しないその他の違反。

行政犯罪の捜査は、本庁の職権又は利害関係者の請求により実行される。

第 387 条

前条の適用上、「使用」とは、製造、生産、模倣、保管、配布、輸入、輸出、販売の申出、販売、輸送又は流通であり、それらに限定して理解してはならない。

第 388 条

本法及び本法に基づく他の規定についての行政上の違反は、次に定めるところにより罰せられる。

- (1) 更新された行為ごとに、違反が行われた時点で有効な通貨の最高額 25,000 単位及び更新の罰金
- (2) 違反行為が存続している各日当たり、最高額 500 単位測定及び更新までの追加の罰金
- (3) 最大 90 日間の一時的営業停止
- (4) 永久的営業停止

制裁措置は、違反者が犯した作為又は不作為の重大性に基づいて適用されるものとし、それらの賦課に関して特別な優先順位はない。

第 389 条

本庁によって課された罰金からの収入は、その運営費に補填される。

第 390 条

再犯の場合では、個々の場合に応じて、先に科せられた罰金は 2 倍とされるが、その額は、本法第 388 条に記載された上限の 3 倍を超えてはならない。

本庁によって発せられた処分が法的強制力を有するようになると、再犯は、本法及び本法に由来するその他の規定の適用上、同一の原則で後続する各々の違反と理解される。

第 391 条

営業停止は、罰金に付加して又は罰金の言渡なしに課することができる。永久的営業停止は、2 回の一時的営業停止が命じられ、かつ場所の同一性如何を問わず更に違反が繰り返された場合に課することができる。

第 392 条

制裁を下す場合には、次の事由が考慮される。

- (1) 違反を構成する作為又は不作為の故意性
- (2) 違反者の経済的事情、及び
- (3) 商品の取引又は役務の提供に係わる違反の重大性及び直接的被害者に生じた損害。

違反を構成する作為又は不作為が故意になされた場合は、違反行為について課された罰金金額の倍額の罰金が賦課される。上記場合は、侵害者が所有者の権利を知ったとき、行為に作為又は不作為になされたと解されるべきである。

第 393 条

本庁によって科せられた罰金は、税額控除とみなされ、回収され又は該当する場合には連邦財務法及びその規則に定める執行の行政手続に基づいて、本庁による財政当局としての能力で実行される。

本庁は、電子手段又はその他の技術の使用を通じて、罰金納付の仕組みを実施する。

第 394 条

本庁によって命じられた行政処分手続を，自身によって又は第三者を通じて阻害又は阻止する者は，本法第 388 条(1)又は(3)に定められた制裁を受ける。

第 395 条

本法及び本法に基づく他の規定に定める制裁は，損害を受けた当事者が通常の法規に基づき損害賠償を受ける権利に加えて課される。

第 396 条

本法において規制された 1 又は一部の産業財産権の侵害に対する賠償は，如何なる場合でも，本法第 397 条の観点から，関係する所有者によって提示された正当な価値指標の 40%未満とすることはできない。

賠償は，関係する所有者の選択により，次のものに対して請求することができる。

- (1) 本庁：本法の観点からそれぞれの行政処分手続が終結したとき，又は
- (2) 裁判所に直接：共通の法規の規定に従う。本法第 409 条の規定に定める事前の行政処分を要しない。

第 397 条

本庁が行政処分を宣言し，それが法的強制力を有するようになると，連邦行政手続法の観点から，関係する所有者は，対応する数量化に加えて，生じた損害についての自己の請求を提出することができ，付随的に，該当するとみなす証拠を差し出さなければならない。

賠償額を判断するために，権利侵害が立証された日及び関係する所有者の選択により自身により提示された次のものを含む正当な価値指標が考慮される。

- (1) 市場価格又は希望小売価格によって算定される侵害された商品又は役務の価値
- (2) 侵害の結果として所有者が受け取れなかった利益
- (3) 侵害の結果として侵害者が取得した利益，又は
- (4) 侵害された権利の商業的価値及び既に許諾された契約ライセンスを考慮して，侵害者がその権利の所有者に支払うべきであった価格

負うべきか否かの論争に関する判断において確立された義務であって，侵害者によって履行できず，かつ，関係する所有者への損害をもたらす義務は，対応する賠償のために数量化することができる。

第 398 条

関係する所有者の請求について知らされた，対応する通知から 15 就業日までの期間内に，侵害者は自己の権利によって妥当であり得るものを明示し，かつ，自身が妥当であるとみなす証拠を提出することができる。

本庁は，証拠を処理し，かつ，提出された陳述を検討すると，生じた損害及び対応する賠償額を判断する。

本条に記載する事件の処理において、本法第 333 条に定める証拠の差出、承認及び公開についての行政処分手続に係る同一の規則が適用される。

第 399 条

本法の違反によって生じた損害及び損失を請求する訴訟は、本庁が行政上の違反を宣言した日から起算して 2 年以内とされ、これは強制力を有する。

第 400 条

本庁によって発せられた事件解決の執行は、連邦民事手続法に含まれる規定に従って、管轄連邦裁判所に申請することができる。

第 401 条

行政上の違反に対する調査の際に作成されたファイルの分析から、本庁が本法に定める犯罪の何れかを構成する事実の認識に気づいた場合、その旨は発せられた処分に記載しなければならない。

第2節 侵害

第402条

次に掲げる行為は、犯罪である。

(1) 商業上の投機目的で商標を模倣すること。本法の適用上、模倣とは、同一商標を使用すること又はその正当な所有者若しくはその使用権者の許諾なしで先に登録された商標若しくは本法によって保護された商標から本質的な諸点で識別できないような仕様で使用して、商品若しくは役務を現物若しくは本物として誤って提示することを意味すると理解すべきである。模倣を立証するためには、商標が同じく使用されていること、又は、登録権原から該当する場合にはその周知性若しくは名声を推定から若しくは行政処分において提示されているとみなされる方法から本質的な諸点で識別できない仕様で使用されていること、があれば十分である。

(2) 模倣商標を表示する物を製造し、保管し、輸送し、国内へ持ち込み、供給し又は商業上の投機目的で販売すること、また、そのような模倣を表示する物を製造する目的で、原材料又は用品を何らかの方法で故意に寄与又は提供すること。

(3) 職務上、立場上、職業上又は取引上の関係により知り得た営業秘密を含む情報について秘密性に関して警告を受けながらも、自身若しくは第三者の経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、第三者に開示すること。

(4) 経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、権利なくかつ法的管理を履行する者又は許可された使用者の同意なく、営業秘密を使用する又は第三者に開示するために、営業秘密を掌握すること。

(5) 経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、職務上、立場上、職業上又は取引上の関係により知り得た営業秘密を含む情報であって法的管理を履行する者若しくは許可された使用者からの同意のない情報又は法的管理を履行する者若しくは許可された使用者の同意なく第三者から漏洩された情報を、使用すること。

(6) 損害を生じさせる目的又は自己若しくは第三者の経済的利益を取得する目的で、法的管理を履行する者又は許可された使用者の同意を得ることなく、営業秘密を流用、取得、使用又は不適切に開示すること。

(7) 原産地名称を遵守する証明及びそれに対応するメキシコ公式規格を有していない国内原産の商品を、自身又は第三者のために経済的利益を得ることを目的として、生産し、貯蔵し、輸送し、配給し又は販売すること。上記の項目は、商品を輸入又は輸出するために、所管官庁の面前で通関手続を実施することを含む。対応するメキシコ公式規格が有効でなく又はそれぞれの適合性評価機関が適用可能な法令の条件に基づいて認定されていない場合には、刑事責任は存在しない。

(7) それぞれの使用規則への遵守する証明書を有することなく保護された地理的表示を付した国内原産の商品を、自身又は第三者のために経済的利益を得ることを目的として、生産し、貯蔵し、輸送し、配給し又は販売すること。上記の項目は、商品を輸入又は輸出するために、所管官庁の面前で通関手続を実施することを含む。該当する法律

上、それぞれの使用規則の遵守を証明する者が本庁により認定されていない場合には、刑事責任は存在しない。

本条(7)及び(8)に規定する犯罪は、被害者の告訴によって起訴される。

第 403 条

本法第 402 条の(1)、(4)、(7)又は(8)に記載されている犯罪の何れかを実行した如何なる者に対しても、3 年から 10 年までの懲役及び違反が行われた時点で有効な通貨単位の 2,000 から 50,000 までの罰金が科せられる。本法第 402 条の(3)、(4)、(5)又は(6)に記載されている犯罪の場合には、2 年から 6 年までの懲役及び違反が行われた時点で有効な通貨単位の 1,000 から 30,000 までの罰金の刑が科せられる。

第 404 条

犯罪が構成される時点で有効な 2 年から 6 年までの懲役及び違反が行われた時点で有効な通貨単位の 1,000 から 100,000 までの罰金が、本法によって保護された商標の模倣を表示する物を不正に、かつ、商業上の投機の目的で、道路上又は公共の場所で末端需要者へ販売する者に対して科せられる。

販売が商業施設内又は組織化された若しくは恒久的な仕様で行われる場合には、違反が行われる時点で有効な 3 年から 10 年までの懲役及び違反が行われた時点で有効な通貨単位の 2,000 から 250,000 までの罰金が科せられる。

本条にいう犯罪は、職権で起訴される。

第 405 条

第 402 条(1)及び(2)に規定する犯罪に対する刑事訴訟の提起に関して、本庁は 30 就業日を超えない期間内に技術的意見を下すよう要請される。ただし、それらの意見は、提起されることのある民事訴訟又は刑事訴訟に予断を与えるものではない。

第 406 条

本法にいう犯罪の何れかによる被害を受けた者は、それについて刑事訴訟手続が提起されたか否かに拘らず、当該犯罪によって被った損害について、第 396 条に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。

第3節 管轄

第407条

連邦裁判所は、民事、商業若しくは刑事上の争い又は商法に含まれる規定に従って仲裁手続に付す個人の権限を害することなく、本法の適用に基因して生じる予防措置を審理する能力を有する。

当事者の選択により、かつ、私益が影響を受ける場合のみ、一般法の裁判官及び裁判所が審理することができる。

連邦行政裁判所は、適用可能な法規定及びメキシコが加盟国である国際条約における規定に従って、行政行為及び当局としての能力を有する本庁によって発せられる手続に終止符を打つ処分に対して提訴される訴訟を審理する能力を有する。

第408条

前条にいう司法手続において、裁判所は、本法及びメキシコが加盟している国際条約に規定される諸手段を採用することができる。

第409条

産業財産権の侵害を理由とする損害賠償請求訴訟、民事訴訟、商事訴訟及び刑事訴訟の提起並びに第344条に規定する諸手段の採用のためには、当該産業財産権の所有者が本法第44条、第89条、第236条及び第302条にいう表示若しくは告知を産業財産権の対象である商品若しくはその商品の容器、梱包若しくは包装材に貼付していること、又は、当該商品若しくは役務が産業財産権によって保護されていることを他の手段によって表明若しくは公示していることが必要である。

この要件は、産業財産権の侵害に係わらない行政上の違反については要求されない。

第410条

本法第396条(2)にいう事例において、特許、登録、公告又は本庁によって付与された認可の有効性が損害賠償請求で係争されている場合には、裁判所は、本法の観点から、被告が自身の応答において、無効、失効又は取消の行政処分のために対応する申請を開始したことを立証すると、裁判を中断するものとする。

強制力のある処分を本庁が下したことを何れかの当事者が裁判所に提出すると、裁判は再開される。

損害賠償の支払を命じる判決の執行は、適用される法的規定に従って行われる。

経過条項(省略)